

184
558

口源太先生関

田中雄之進著

獨修
秘訣

弓術圖解完

東京 田中氏蔵板

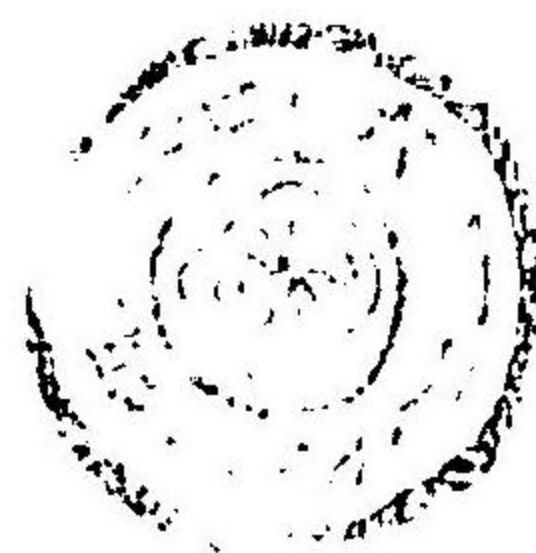
特23
361



関口源太先生関
田中雄之進著

弓術圖解完

東京 田中氏蔵板



緒言

弓箭は緊要の兵器として上古より近世に至る迄最も重んぜられ隨て之れか射法の典故固より備はれり一朝火術の渡來するや長大にして使用に不便なるを以て此術漸く衰頽を來し現今は僅か体育の玩具となるのみ蓋し此術の根源たる遠く上古神代に始ると雖も未だ一家の流名を稱するに至らず中世より日置彌左衛門氏一家を起し是に於てか日置流の名顯る是を弓術中興の祖とす爾來傳習して諸派となり現今に至れり此術の主とする所は自己の体を作るにあり体備はらざれば必中又は体育の効をなさず故に

徒らゝ強弓を好むは反て其目的の効を爲さゝるのみならず惡癖浸染して正式の射法を學ふこと難し故に必中と其何れの目的を問はず宜しく此術を練習すへきなり彼の戸田宿禰の鐵的に於る源爲朝の強弓に於ける源三位の鶴に於ける那須與市の檀浦に於ける皆此術の蘊奥を究めたるを以てなり此の如き妙技ありと雖も口傳若くは初學者に理解し能はざるの傳書のみなるを以て著者深く斯道の湮滅せんを憂ひ此の術をして永く万世に傳へんが爲め茲に日置流竹林派の大家關口源太先生の閱を請ひ之れを世に公にし博く獨修者の便とす初學者此書に就き獨習せば容易に

体格を具備し必中の妙味を覺ると難きと非ざるなり

編 者 誌

目次

一 卷藁造り様の事

附圖

一 塚造り様の事

附圖

一 弓矢名處

附圖

一 足踏の事

附圖

一 胴造りの事

一 弓構への事

一 手の内の事

一 引起の事

一 引込の事

一 會の事

一 離の事

一 卷藁射様の事

一 跪射の事

一 立的並差矢卷藁射様の事

一 芝前堂前射様の事

附圖

弓術圖解

一

一 奉射禮法体配式の事

一 弦の事

附圖

一 柄膏造り様の事

一 馬上にて射様の事

一 行膝の事

一 船中にて射様の事

附圖

一 活物射様の事

一 弓籠手の事

一 遠笠掛射様並馬場の事

附圖

一 流鏑馬の事

一 箆の事

一 犬追物の事

附圖

一 弓拵様の事

一 矢代の事

一 矢拵様の事(附圖)

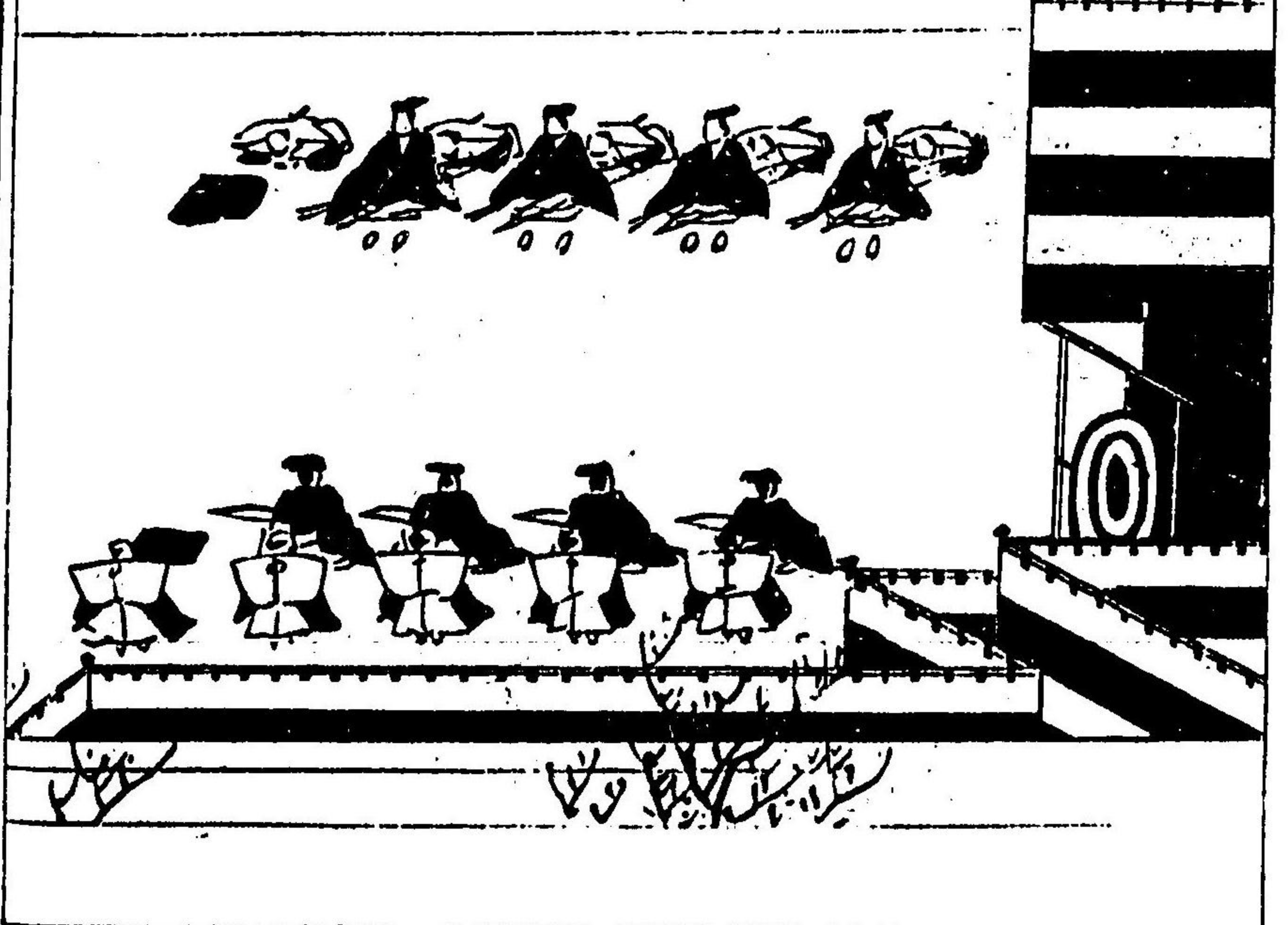
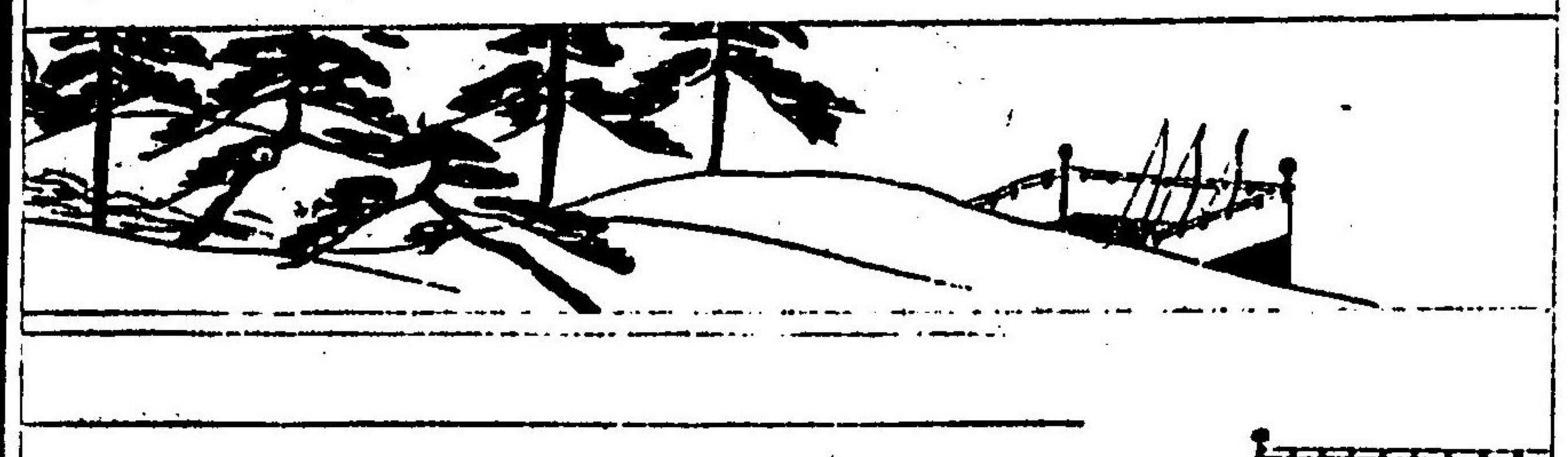
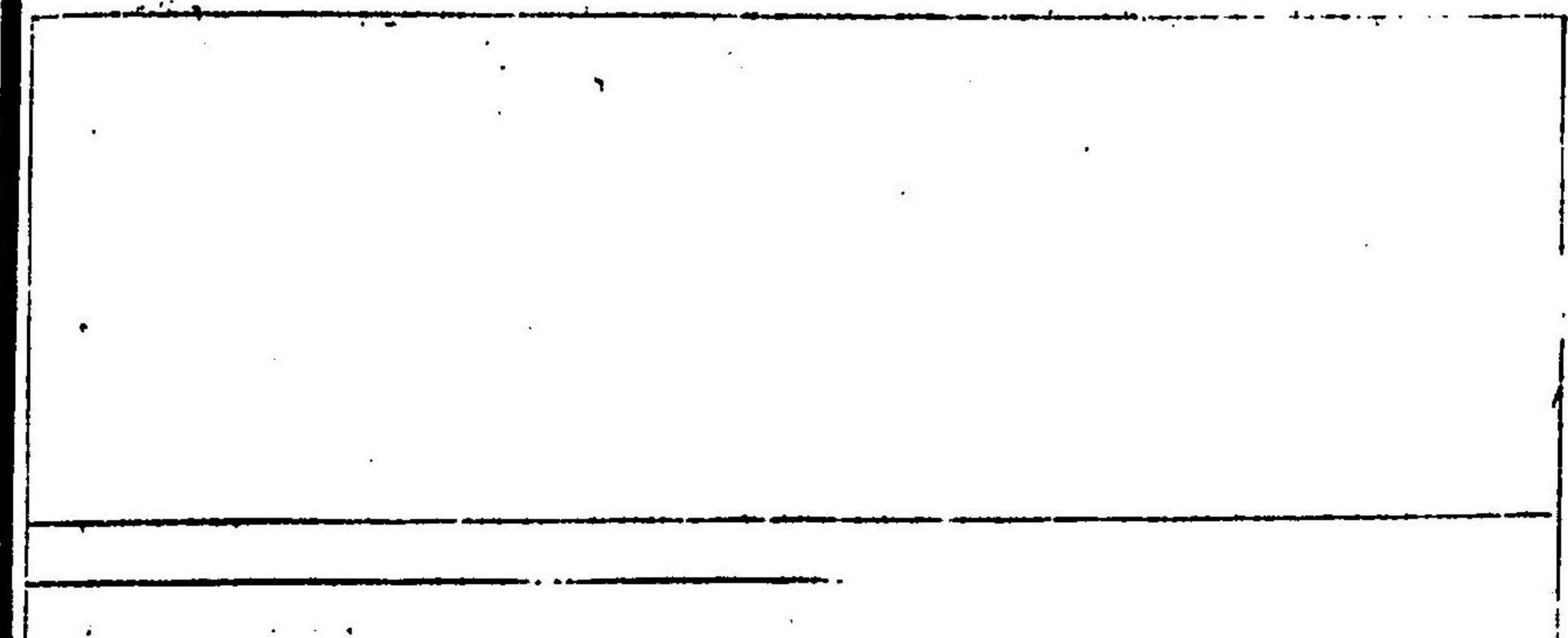
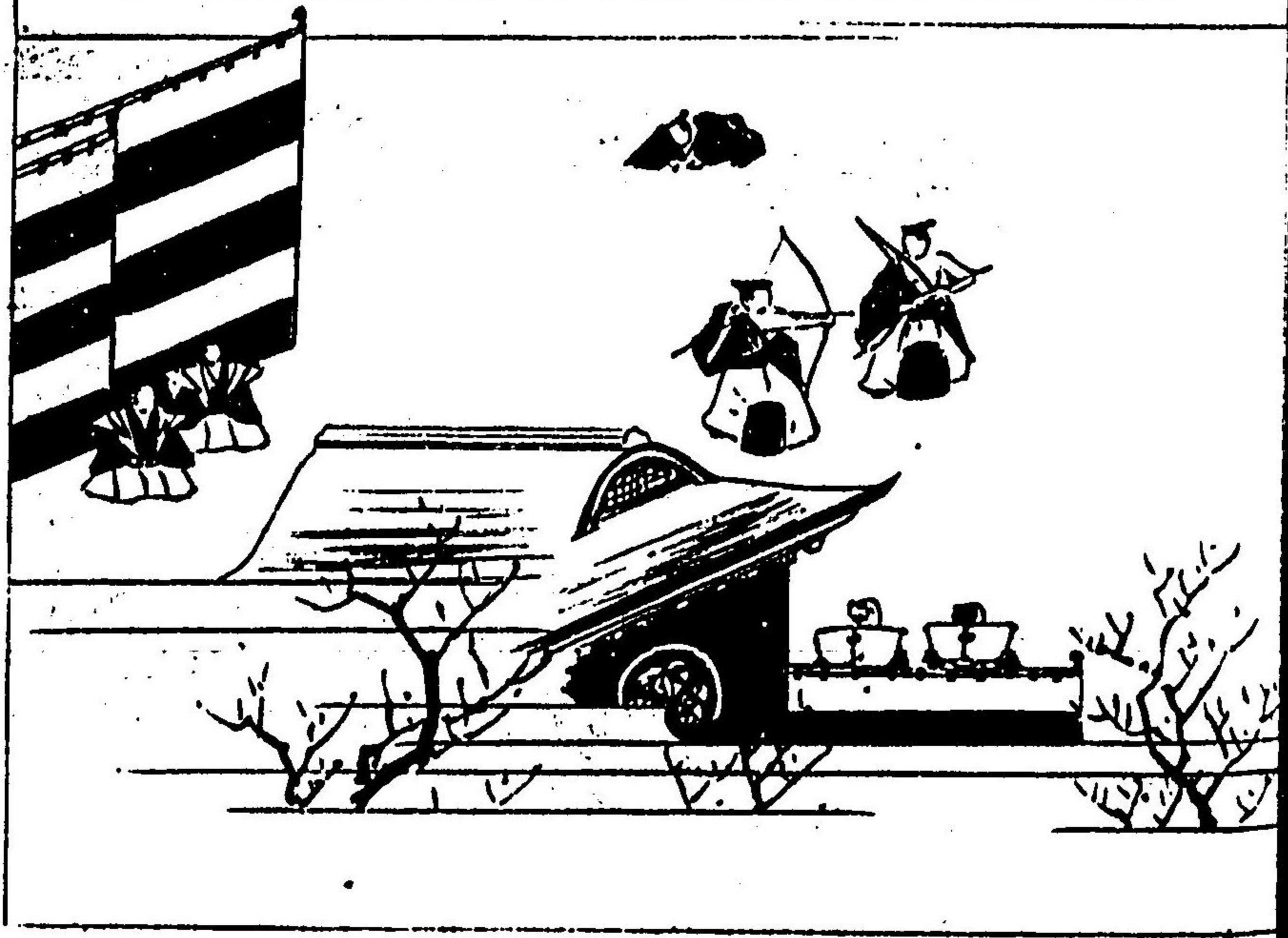
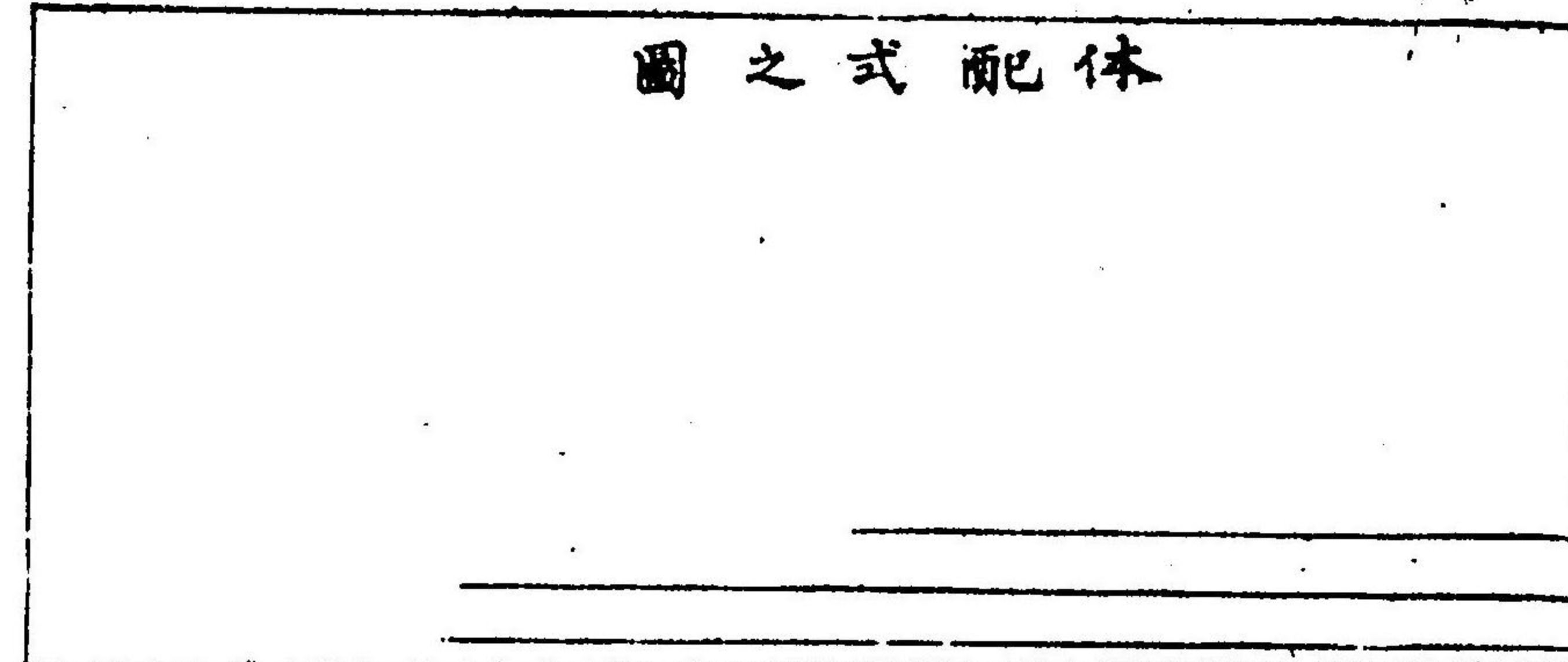
一 心得の事

一 蹠の事

一 歌智射の事

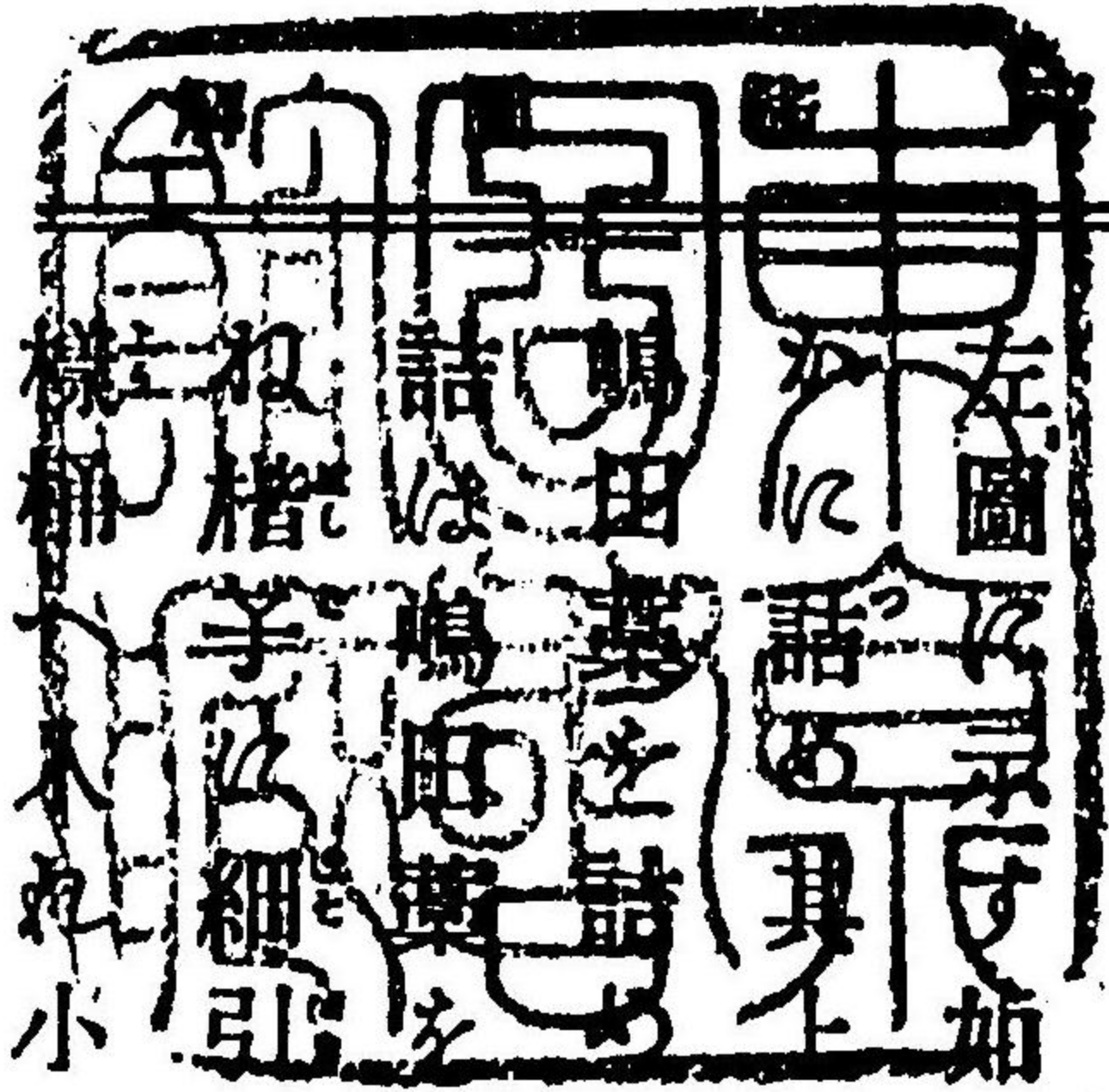
解 圖 術 弓

圖之式配体

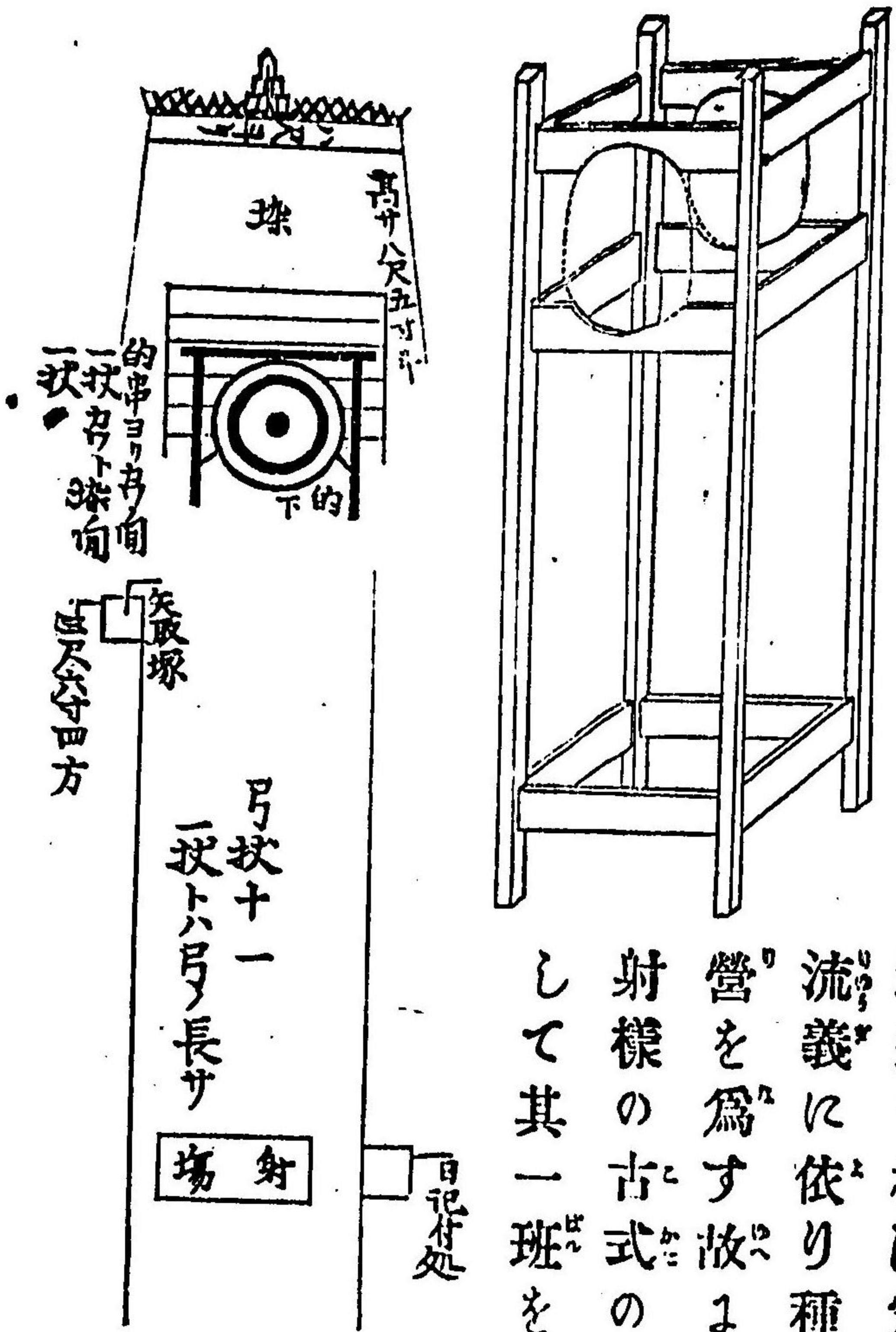


弓術圖解

卷葷造り様の事



へし詰葷の中の柔きは射込ま就け随て堅くなるを以
 一 工なり其他詰様には種々あれども永久に耐ゆるは此



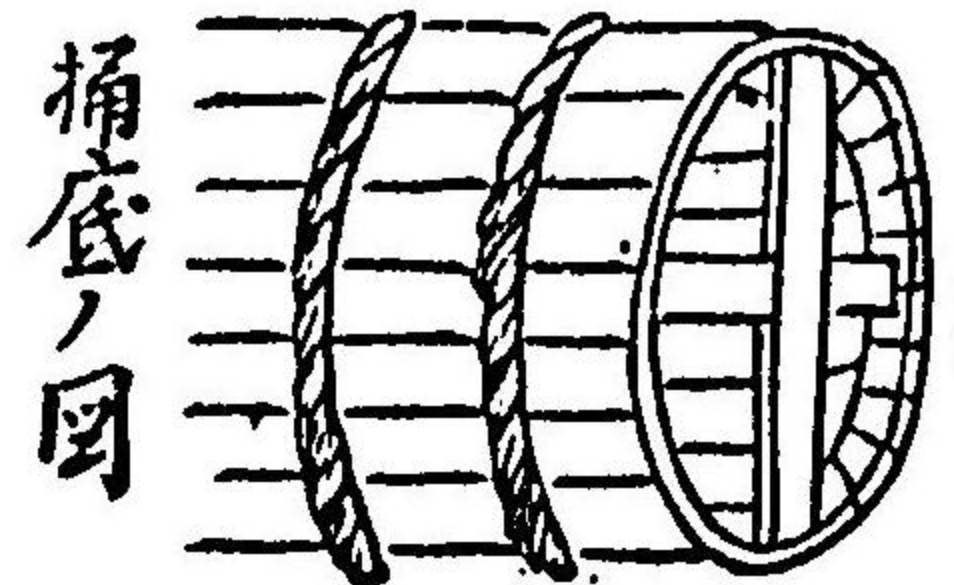
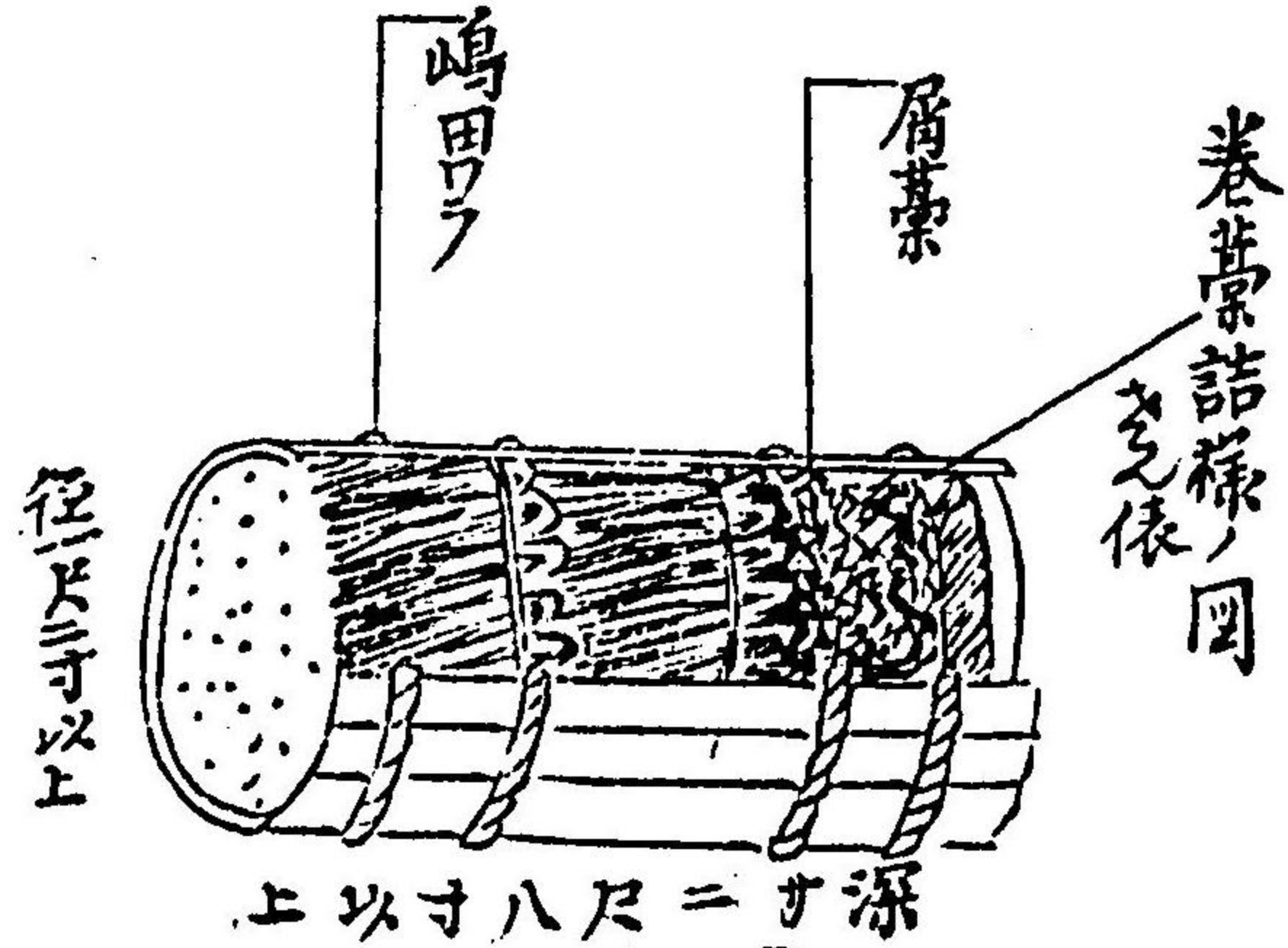
巻藁臺ノ図

高サ射手ノ目通り巻藁ノ心ヲ据ユ

塚作り様ノ事

塚作り様は定法なし
 流義に依り種々の造
 營を爲す故に今圓物
 射様の古式の圖を示
 して其一斑を知らし

む塚
 は上
 古に
 在て
 は其

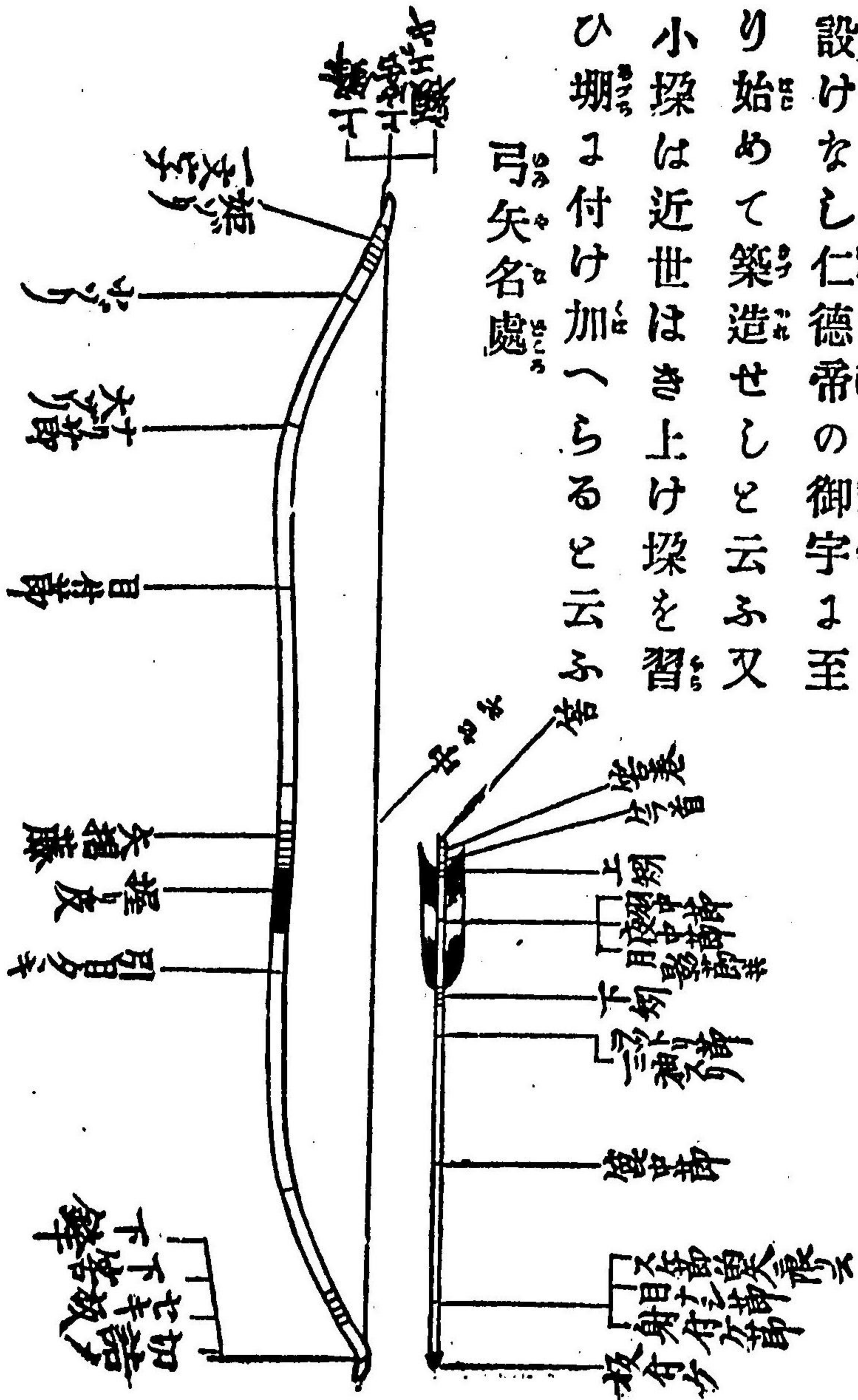


巻藁臺造り様ノ事

巻藁臺は圖の如く
 成るべく丈夫なる
 様作るへし高さは
 人々の身の丈けに
 よる

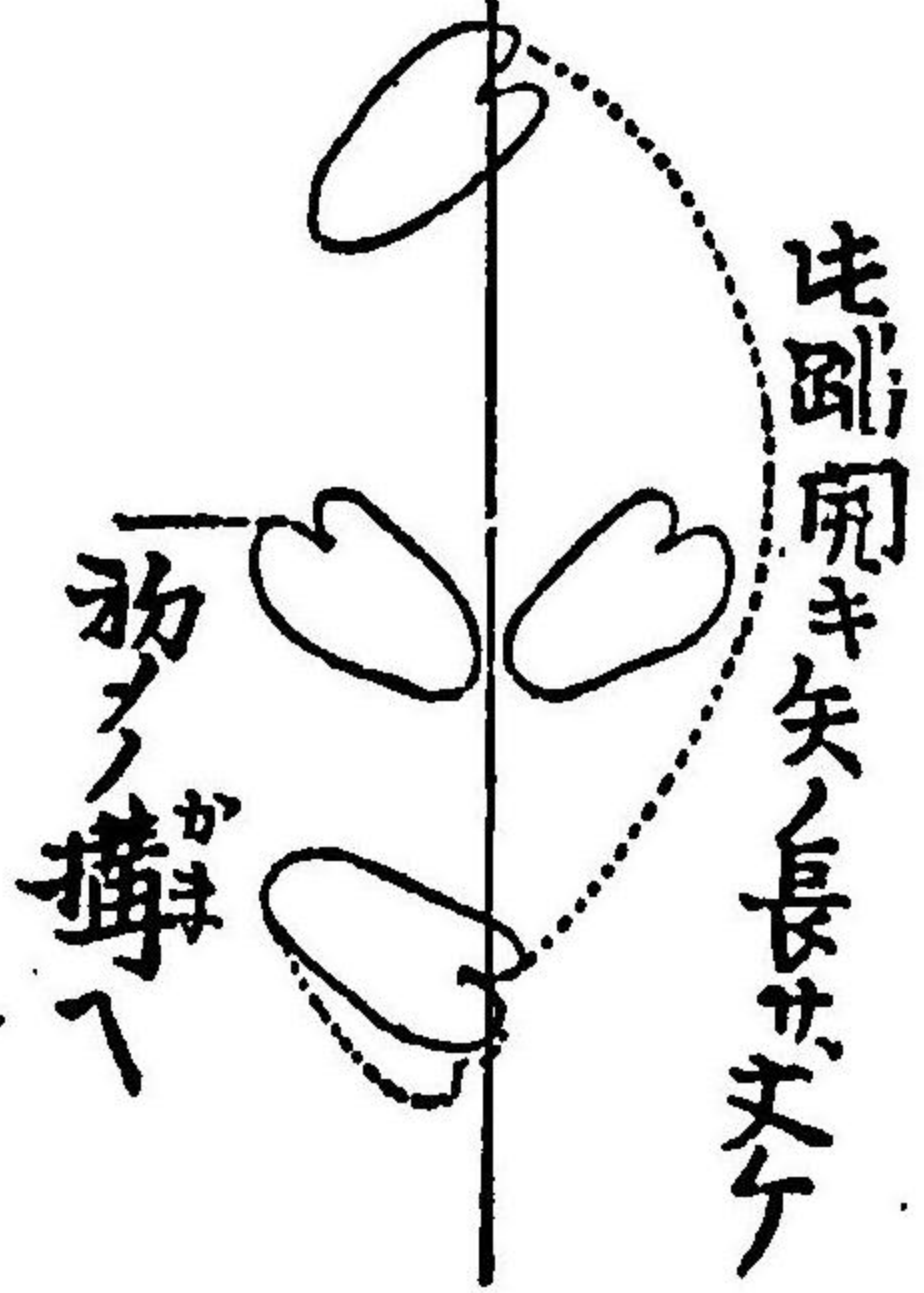
の詰様を以て最上とす据へ方は臺に乗せ巻藁の中心と射手の眼と平行に据へ可し

設けなし仁徳帝の御宇に至り始めて築造せしと云ふ又小塚は近世はき上げ塚を習ひ堀に付け加へらると云ふ
弓矢名處



右は初學者に入用なる部分を記す圖に付て見るべし
弓矢取り様の事

矢は右の手に矢尻を持ち弓は左手に握皮をとる弦は外へ向け巻蕈に向ひ踏出すべし
足踏の事



自己の矢の長さ丈け踏み開くべし
俗に蜘蛛の尺と云ふ蜘蛛の風に随て向ふの枝に糸を引くと同

胴造りの事

俗に出尻鳩胸なり立射は膝の曲らぬ様注意すべし

弓構の事

墨指と云ふ弓と矢と拳と三つの中程に目中するなり

手の内の事

氣分を押へ身体の崩れぬ様注意すべし尤も小指薬指
中指にて持ち小指を充分に握り引くに随ひ親指と人
差指の股にて下へ押す心持ちよて緩めぬ様射るべし
併しわざと下へ押す事は堅く無用なり放したる跡に
て弓の拳の前後左右よ動かぬ様注意すべし

引起しの事 打上げ共云ふ

氣分を押へ身体の崩れぬ様打起すべし

引込の事

足胸共胴造り様に引込べし竹林派の歌に

打渡す鳥菟の掛橋直なれど

引渡すには反橋ぞよき

蓋し鳥とは弓の拳を云ふ菟とは掛け拳を云ふ又掛橋
とは矢を云ふなり

會の事 釣合共云ふ

會とは充分に氣分を納め釣合を取り狙ひを定むるを
云ふ

離れの事

離れば心の定りしとき双方へ充分に氣合を入れ放つべし

以上は卷藁射様に付き能々記憶鍛練すべし

卷藁射様の事

矢は右の手に矢尻を持ち弓は左の手に握り皮を握り弦を外へ向け足踏の圖の如くに立ち出で卷藁の小口より左の足迄弓の長さ丈け隔り左の足を一尺前へ踏出だし右の足を自己の矢の長さ丈け踏開く矢は其儘弓を右へ廻し目付節上を右の三指にて持ち弓の下鋒を右の足五寸程内へ体よ添へて立て左の袖口を的よ向け揃へ静かよ肌を脱ぎ右手にて弓を目通りへ上げ

左の手よ握り皮を握り右の手の小指にて弦の中せぎ下を取り弦を廻しながら弓の下鋒を左の膝頭に立て弦を放し二本の矢を弓の外竹の先迄持ち出し左の人差指に挟み右の手を放し乙矢のをつどり節を持ち引抜き早矢の筈を持ち繰出し番ふ乙矢は筈を的よ向け左手の小指薬指の間に挟み右の手は掌を上に向け下腹に當て臍を臍下に据へ氣を落付け左手を的に向け靜に元に取り直し乙矢の板付けを右の三指よて目通り迄引出し小指薬指にて握り引抜き右の親指を弦よからみ中指にて拇指の頭を押へ人差指を矢の筈よ接し左手の手の内を作り其儘的に目を付け打上け左

右に引込釣合を取り狙ひを定め時分を計り放つ乙矢は弓を再び左の膝頭に立て右手の小指にて弦の中せき下を取り弦を廻し早矢の手順通り番へ發射すべし射仕舞たるときは弓の上銚を右に倒し右の手にて目付節を持ち右の足の内へ体に添へて立て左の手を右の懐へ充分に差込み臂より左の襟へ入れ肌を着衣紋を繕ひ左の手にて握り皮を取り弓の上銚を地へ付け左の足より取崩し引取り一禮す卷藁矢は一本よてもよし

但し碟の四つ掛なるときは薬指の外へ板付を出し小指にて握るべし又碟は控所へ於て豫め付け置く

べし決して的場へ於て付けべからず

的前立射様の事

之れは卷藁射様と異なる所なし

跪射様の事

持出し様は卷藁の時と全しく的に向ひ左の足を内にねぢり右の足を外へねぢり双方外八文字に爲し中腰になり左の膝を付け尻を踵の上に据へ右は膝を浮し置く弓を右へ廻し弓の目付節下を右手の三指にて持ち弓の下銚を右の膝の内へ立て左の袖口を的へ向け揃へ静かに肌を脱ぎ右手よて弓を目通りへ立て左の手にて握り皮を取り左の膝頭五分程前へ立て的を見

つめ(右の手は腰に接す)弦の中せぎ下を取り矢の早乙
 を見分け弓の外竹の先迄持出し左の人差指に挟み早
 矢を繰出し番ふ乙矢ばをつとり節を持ち引抜き羽根
 を後にし我か臍の前へ板付けを置く右の足を踏出し
 腰を立て右手は掌を上へ向け下腹に當て臍を臍下に
 据へ氣を落付け右の拇指を弦にからみ中指よて拇指
 の頭を押へ人差指を矢の筈に接し左手の手の内を作
 り打上げ左右より引込み釣合を取り狙ひを定め時分を
 計り放ち静かき姿勢を元の如く踵に尻を据へ右の足
 を引く同時に弓を左の膝頭の前より立て板付を握る弦
 の中せぎ下を右の小指にて弦を廻し早矢の手順通り

番ひ以前の如く右の足を踏み出し腰を立て發射し終
 り足を引き腰を据へ弓を前へ斜に倒し目付節下を右
 の手にて取り右の膝の内より立て左の手を右の懐へ充
 分に差込み臂より左の襟へ入れ肌を着衣紋を繕ひ右
 手よて弓を前へ斜に倒し下鉾より腰に差す如く左の
 手よ渡し握り皮を持ち其儘體を右へひねり的を後よ
 して立ち上り左の足より踏出し戻る

差矢卷藁射様の事

卷藁より膝頭迄弓尺の事躒は左右の手ともに掛け座
 禪し右足を前に出し左の足を内より入る足の裏の見ゆ
 る様に座す尻の下より二寸五分程の腰掛を置く兩肌を

左より脱ぐ弓を取り棒矢を取り矢は膝の上より斜に置
く弓の握皮へくすねを付け右の小指にて矢一本を挟
み左手の人差指にて籠中節を押へ右の手より筈を繰
出し番ふ此番ひ様はひねり筈突き筈と兩様あり何れ
にても宜し筈を番ひ直ちに取掛り引込双方へ充分に
氣を入れて射るへし再右手の矢のをつとり節弓は膝
頭の前より突き直す其節は弦は内へ向ける矢のをつと
り節を右の人差指に寫し筈本を繰出し引込射る何れ
も矢はあり丈け之の仕方より準し射るへし

但しひねり筈とは指人差指中指にて弦に筈をひねりなから番ふる之れをひねり筈と
云ふつき番とは三つの指にて
一度毎に改め番へるを云ふ

卷藁にて充分練習したる後芝前堂前に掛る射様は別
に異りなし

堂前は 大矢數一晝 日矢數六時六時迄 千射 百射

あり各勝手なり當日は 師範 矢吟味 弓師

弦師 矢先 矢櫓 矢檢見(採扇を用ひ通り毎に)

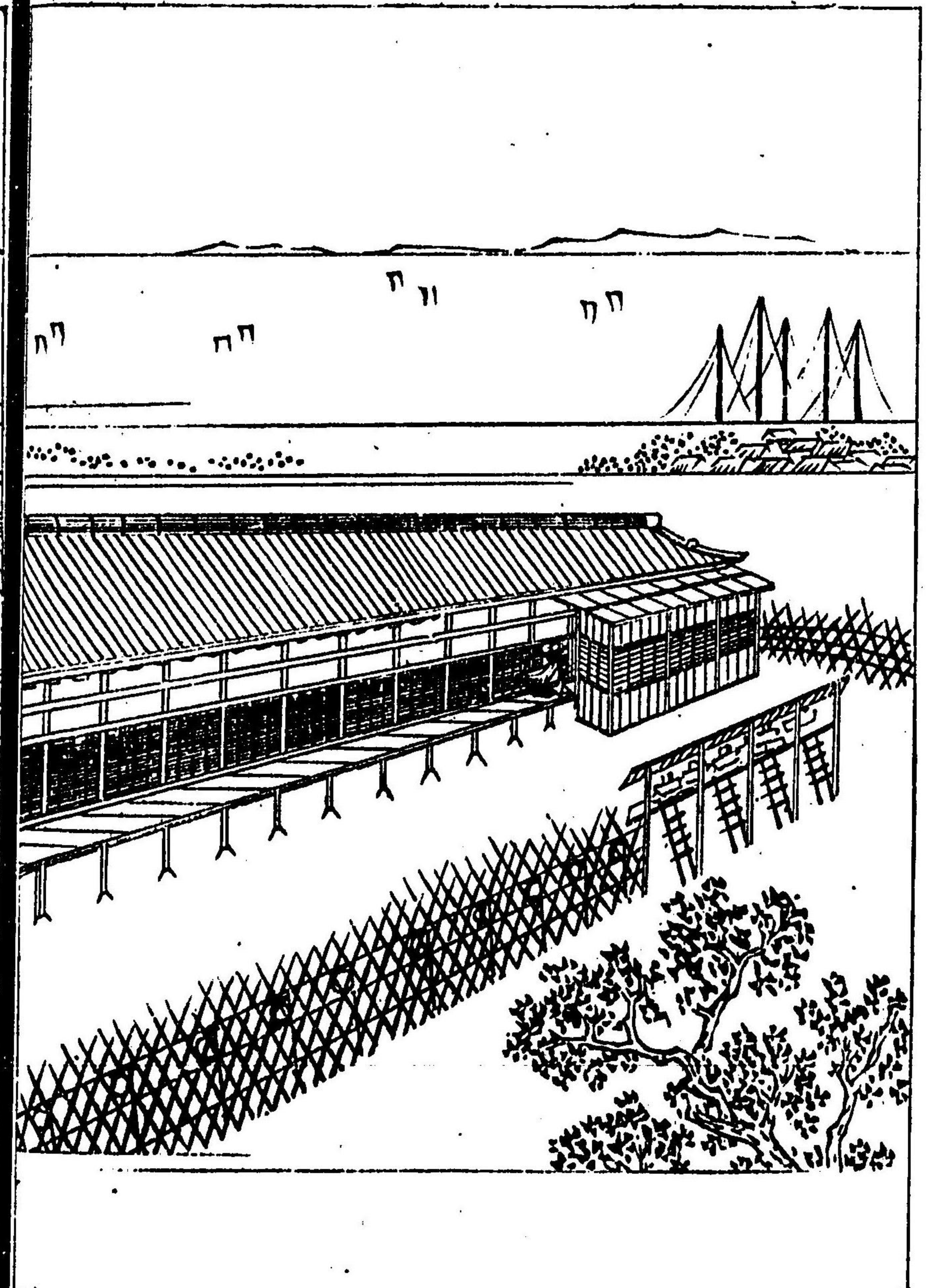
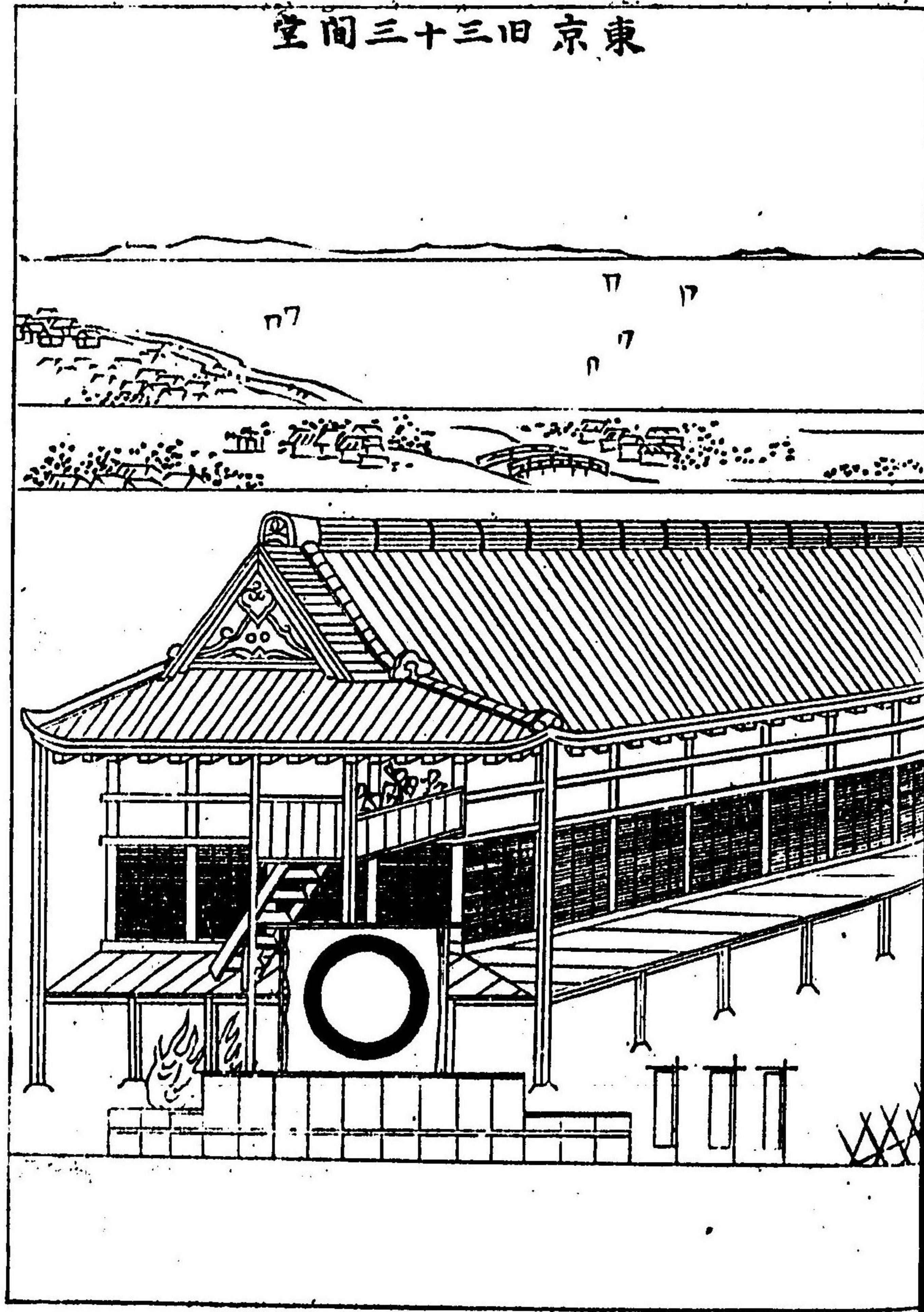
筋引の分役 以上の如き人數を要す

三十三間堂射始めの事

堂前射の始りは京都三十三間堂に於て東山觀音堂の
別當あかし坊と云へる者始めて弓引き始めけり東京
の三十三間堂は慈顯大師世に居ませしとき思ひ起し
賜ひ寛永十九年公の御許を得て鹿嶋保高か遠祖に仰

て京の形を寫し淺草に造營せり然るに元祿十一年の秋焼失し其後永代嶋に移れしが後又二回焼失し享保十五年八月又も大風の爲め吹潰し寶曆二年十二月再建ありしか明治四五年頃遂に取毀てり之れに反し京都の三十三間堂は保元の昔より今に至る迄現存せり慶長十一年正月十九日石堂竹林の門人淺岡平兵衛なる者凱旋のとき此堂に於て射試み通矢五十一本にして天下一と稱せり此堂の棟木は彼の淨瑠璃に言へる如く一本の柳木なり治承二年十月廿七日入佛供養を施行せしと云ふ今左に大矢數日矢數千射百射等の一二を記して看者の便とす

東 京 旧 三 十 三 間 堂



文化六年五月朔日六ツ時より射り

翌二日明六ツ時迄夜中箭を焚き

通矢一万千七百四十七本

惣矢一万三千九十二本

天保十一年四月十二日

通矢四千六十六本

惣矢六千五百六十一本

文政十二年十月七日

通矢九百六十五本

惣矢千本

寛延四年八月廿四日

通矢六十四本

惣矢百本

奉射禮法の事

夫れ射禮は公武共に用ひ來れると久敷毎年正月十七

半堂大矢數

渡邊彌三郎

日矢數

遠藤勇五郎

千射

小倉 儀七

十三歳

百射

岡村 榮助

日内裏弓場殿に於て御行せられ等持院足利氏のとき公武一統の御的ありしが其例相次かず今は只武家の嘉例として行ふのみとなれり奉射禮射手は六名以上なり今六名の分を記す此内弓太郎兩人左右一と番ひにて以上三度射る此矢數六々三十六則ち一年三百六十日に象る三ッ番ひは天地人智仁勇三才に象る射手の装束は古來より一定なし文治五年正月一日右大將御弓場御催のとき當時出仕の輩常勤の儘にて相勤む依て之れを嘉例とす中古に至り水干立烏帽葛袴にて勤むれども高貴の御的のときの出で立ちなり常式には近代迄上下折烏帽子にて勤め來れり然れども今や明治

の盛世にあつては之れを行ふ者稀なり編者此の古術の湮滅せんことを憂ひ聊か茲に十人立体配式の古圖を示して一覽に供す

一人立体配式の事

設けの敷革を立つて數塚に歩み塚の圖を参照すへし數塚に向て畏る前弓の射手は左の足を一足次に右の足を踏み次に又左の足を一足踏み其處にて右の足を左の足際へ引寄するなり以上三足に踏寄るなり但小足は算入せず如此踏揃へ先的を見て後に左の足を踏出し次右の足を踏出す足踏定て弓を右手より取渡し弓を三指よて持ち弦をば身通りの方へ向て弓を立て的を見て扱左の腕の外

へ程にて左の襟を押のけ肌を脱き弓を左の手に取て
 矢を番ひ弓の本筈を左の膝口の少しく上よ至て据へ
 的を見て引込み狙ひ放つ（巻讀射様の如くすべし）一手の矢射仕舞弓
 き右の手に渡し又以前の如く立て肌を入れ弓を左手
 に取移し右の手にて衣紋を繕ひ左の足を引き次よ右
 を引き両足引合左足を一足踏み次に右の足を一足踏
 み次に左足を踏む様に左へ廻る此時自から敷塚に向
 ふへし併じて右の足より踏しさり左右を踏て小足共
 に七足半計りよて畏る後弓のときは前弓より二足程
 遅く体裁すへし足踏みは前弓と全し

馬上の時の射様の事

馬上にて向ふ様に射るときは弓の本鉾を馬の平首の
 右の脇へ越して腰を突立て射るべし又遣り返して弓
 手の方へ射るよは妻手の鐙を踏付け弓手の鐙を踏み
 開き射る弓の本鉾の鐙に當てぬ様注意すべし則ち馬
 上にて要する射様は十二種あり弓手直達、妻手筋達、妻
 手横物、追様、向押捻、月影、袖返、弓手下、妻手下、弓手切、妻
 手切等の射法なり此十二種を鍛練せば弓に於て一つ
 として暗き所なきなり

船中よて射様の事

船中にては腕貫を付けべし弓を射返さぬなり敵の舟
 より我船の浮ぶとき放つべし膝を割り腰を詰て射る

べし

活物射様の事

水鳥をば目無し燕よて射るときは鳥より二三尺手元を射るべし矢は水の上を飛で恰かも石を以て水を切りたるが如く行きて當るべし

遠笠掛射様並に馬場の事

一遠笠掛射手の出立ちは大口直垂の袖口廣きを用ゆ袖口の廣きは矢筈を取るに宜しければなり裝束定まりて躰を差し行膝を履き沓を穿ち馬に乗り馬場の扇形の邊へ馬の頭を向け矢を高くはげて臂を下る様よ矢構へして手綱をば二重よ馬手に掛け馬を扇形の先

へ段々と乗出し頓て鞍の中に乗り突立尻に構へ馬を馳せ矢を抜き出す心にて開き出し腕を差延て馬を馳せ手綱を何となく捨て矢筈を胸の通りにて取り弓を打上げ引て馬を馳せ腕を少し後へ捻る様にして矢を放つべし矢を放ちても左右の拳を少し保つ様よして手綱を全し様よ掛て的の方を少しく見送り馬を能く止め其儘馬手の方へ打上ぐべし笠掛の時は最初先十騎の射手一度宛馬を通して二度目より射る最初は馬探すべし一度射終りたれば馬控所へ入り二度目を待つべし

馬場の事

一 疏の長さ壹丁幅一尺八寸程深さ七八尺斗扇形四丈程馬場本末共全じ埒は疏の際より一尺八寸程隔て、弓手に結ぶなり高さ一尺五寸斗又一尺八寸にても扇形の處馬場末本共埒を付けず埒は疏の半分より九丈程に築くべし埒の地際壹丈斗高六尺五寸斗さぐりと埒との間一尺八寸斗さぐりの巾一尺八寸深さ八寸斗砂を布くべし扇形の細みより矢發所迄にて三十三杖とす小笠掛も大抵遠笠掛と變なし馬場は遠笠掛の馬場を逆に遣て射る迄の相違なり

流鏑馬の事

流鏑馬も笠掛の如く初素馳をして夫れより射るなり

素馳せを流鏑馬にては馬場見せと云ふ流鏑馬の的馬場の拵射手の裝束して乗り様等笠掛と大同一異よして馬場の様馬の控様は笠掛と同前なり流鏑馬の馬場は長さ三丁なり馬返す所は笠掛の馬場の如し埒は弓手を男埒と云女埒は男埒より稍底く馬手を女埒と云ふ的は方一八寸串は長三尺五寸插際四寸にして一二三とし人をして持たしむ一の的より二の的迄卅三杖三の的は二の的を去る卅七杖なり射手は第一に蹠を刺し第二に袴綜を結ぶ第三に水干を着け第四に右の袖を巻き左の袖を肌脱ぎ袴の後腰の下へ入て又袴の腰を結ぶ第五に行膝を履き第六籠手を差す緒は前

後の緒は分わて結むぶべし第七は箆を負ひ第八は笠を着せ
 第九は矢を箆に差す第十は沓を履き馬に乗り其後は弓を取りて馬場に打出て矢を抜きはぎて左にて手綱を取
 り右にて捨鞭し肩を脱きて笠の端を繕ひ右の手に手
 綱を取り弓を取直し馬場の末を見歸り馬を返す尤も
 笠掛流鏑馬共流義により一様ならず觀者之を諒し賜へ

犬追物の事

犬追物は鳥帽子を蒙り染物の下襲の上に素袍を
 着し左の肩を脱し重藤の弓を持ち犬射藝目の矢一筋を
 取り副へ腰にも差し鞭を手にし行膝を付け馬に乗り

りて出づ射手は總て三十六人なり是れは三手の犬追
 物なり上手中手下とあり各十二騎宛上手十二騎南
 の塔の外中手十二騎は西の塔の外下手十二騎は東の
 塔の外に控ゆ犬追物には矢檢見射手奉行幣振役日記
 役呼次等の人数を要す矢檢見は赤の頭巾を被り狩衣
 を着指貫を穿ち不動袈裟を掛け末廣と黒塗の鞭を腰
 に差し乗馬にて出づ幣振は白綾の衣服に扇子を持ち
 髪を垂れ金のはね元結を以て之れを結ひ薄化粧して
 齒を染たる美麗なる童子二人雙進して役所に騰る奉
 行は二人とす日記役は鳥帽子素袍にて執筆の役なり
 先づ矢檢見は西塔の外にて下馬し徒歩にて東南の口

より埒に入り榜示の際に至り北面して跪き拜禮す是
 と全時一三十六騎も皆拜禮す禮終て矢檢見喚次等埒
 の外へ出づ續て卅六騎も又東南と南西の二口より入
 り射手十八騎づ、一分れ埒の内に入て十二騎宛南と
 東と西とに分れ并ぶ一騎毎に矢取介副一人宛を付す
 而して大繩の間に立て順を立つ時に矢檢見西の榜示
 の際に於て橈と呼ふ橈直に來り馬の口を取る茲に於
 て矢檢見呪文を唱へ唱へ終て再び馬に乗る此の時犬
 下知犬牽の輕卒は埒の外へ犬の索を切縊り引來り五
 疋の犬放役に渡す犬放役是を請取り埒の内へ入れ矢
 檢見馬上にて鞭を抜き御犬や候と呼ふ犬放しの者候

ふと答ふ時に十二騎は馬の頭を立直し大繩に添て矢
 を番ふ其時矢檢見御犬牽入れ候と呼ふ犬放し答て犬
 を小繩の内に入れ御犬逃候と三邊唱ふ矢檢見早放つ
 べしと云ふ犬放し者鎌を持ち索を切り犬を放つ射手
 は各犬を追て射る射手の上手は幾疋をも射る射様は
 馬上射様を見るべし

射場控への事

一場取七十二間四方なり惣回りは竹を以て埒を結ぶ
 七十二間は七十二交を象り埒の間に埒を二重に構へ
 萩を以て之れを構ふ其内埒の廣さ五十四間四方なり
 其埒の高五尺斗犬の潜らざる様上れくるみ縁をし

り内埒五十四間四方にする事は榜示十八間の定法と爲す其間空地を四寸に取る埒の際迄五十四間埒の高さ五尺とす五行を象る一間毎一杭木一本宛を立つ榜示とは圓形なり榜示には砂を敷く差渡し十八間射手の馬を立る所とす天地人を象る馬場の中央より九間宛四方へ退て四九三十六と數ふるは地の三十六禽を表す大繩は六間圓形に引回す繩長さ十八尋太さ一尺八分四厘大繩の圓指し六間にする事は榜示十八間を三分一に取り四方一色砂を敷き東の方には青砂南の方には赤砂西は白砂北は黒砂中央は黄砂と四方に色砂を敷き之れは須彌の四州を表す其四方に四天王を

封し祭る榜示は蒲萌切輪の弓なりと大繩小繩あり直徑二間圓形に引回す繩の長さ六尋小繩の内には黄砂を敷く小繩の内二間にする事は大繩の三分の一小繩は砂に埋む大繩の内に砂を入れ外は砂を半分に布く故に大繩を置くと云ひ小繩を伏すると云ふ繩の大小は天地に象る大繩も又榜示も圓形にして其形弓の如し故名あり棧敷は假家建てし檜皮葺とす東西七拾二間南北四十一間とす南面の中央一御覽所として壇を搆ふ埒の西の方に口あり是を犬塚と云ふ此口より犬を引き入る又南の方に口あり是を射手口と云ふ射手出入の口なり又埒の東の方に口あり是を物掛の口と

云南の方にも口あり是れも射手口なり皆轅門を象る
 又埒の北の方に二間四方の峯形造りの假家あり之れ
 を日記付の役所とす以上の如き作りは故實なり而し
 て犬追舉行の時は射手奉行二人西南の戸外より徘徊す
 勇士四人二人宛に分立して東西南の間位置く歩卒一
 人之に従ふ又竹杖を突きたる者八人各二人宛をして
 埒の四隅に居らしむ之を犬掛と云ふ又五人を南西の
 戸内より居く是を犬放しと云ふ其他二人を戸外に居く
 是れを犬下知と云ふ輕卒八人之より従ふ是を犬率と云
 ふ凡そ犬追物式禮如此なり
 犬追物の濫觸を尋るに抑人皇七十六代近衛帝の時寵

姫に玉藻前と云ふ美女艶媚なるを以て帝に幸せられ
 久壽二年秋七月帝清凉殿に出御有り月卿雲客を召て
 管絃の御遊あり時に俄然濛々として風雨烈く燈一時
 滅す衆大に驚き火を點せんとす時より玉藻前暗黒の
 中身中より光を放ち清凉殿を輝かす諸人奇異となす
 帝會不豫醫療更に効なし安倍泰成より命じて占しむ泰
 成玉藻前の所爲と奏す因て帝玉藻前を加持せしめん
 事を宣下あり故に泰成宮中より壇を飾り四目を二重に
 張り壇上に玉藻をして幣を持たしめ泰成祝祠を唱ふ
 玉藻体縮み幣を捨て白狐と化し飛去り趨て下野國那
 須野原より入る全月二十三日帝終より崩す彼の白狐後屢

人を害す因て三浦介義明上總介廣常に勅して之れを
驅らしむ兩人嘗走犬を射試む數十日騎して習ふ是れ
を犬追物の始めとす

弓拵藤割事

重藤、本重藤、末重藤、矢摺重藤、燕重藤、中重藤、吹寄重藤、句
重藤、後重藤、節込重藤、千彈重藤、引兩重藤、をひ重藤、七所
重藤、三本藤、白重藤、二所藤、村重藤、三所藤、太平弓、蛇形弧、
羅形弓、相位弓、四足弧、福藏弓、世平弓、等とす太平弓以下
は世に八張弓と稱す
弓は太古に在ては梓の木を曲て作れるを追々世の進
化するに隨ひ竹と木とを鰈を以て張合打立てたるも

のよしして各流義に因て好みの格好に張立つ先づ白木
の儘當分引試む是れを白木弓と云段々引試み是れな
れば宜しきと思意せば塗師に命じて我が思ふ所の色
に塗るなり下巻糸は麻或は木綿糸絹糸等已れが好む
に任す塗色も全様なり塗上りたれば藤谷して始めて
完全するなり太古は木を曲て作りたれば之れに銚を
挟み石突きを付け矢種の盡き敵間近に來れば鎗の代
りとし使用したる者なり然るに漸く虚飾に流れ遂に
近世の如き作りと成れり弓銚は近頃靖國神社境内遊
就館に出品あり就て見るべし
右に記す拵弓藤割を記したるは廿一張なりと雖も之を

は古人の用ひ來りたる分を記せしなり凡そ之れを作
 るに陰陽五行天地の表相に叶へば宜しきなり必竟肝
 要とする所は弓の強弱長短の釣合なり藤を用ひ色糸
 よて拵ゆるは弓を損せざらんが爲めの飾なり
 重藤は上の藤卅六本の藤廿八合せて八八六十四なり
 矢摺藤引目九、き藤、燕藤、彈卷、日月藤は右六十四の外
 なり以下述ぶる處之れに倣ふ
 一彈卷二分もちり藤十二燕藤三寸日輪卷三卷或は五
 卷以下十六の藤四分明きに四分藤卷以下十の藤五分
 明きに五分以下五つの藤六分明きよ六分以下五つの
 藤六分明きに七分星卷以下矢摺二寸五分附五七九引

目九、き一寸二分以下四分の藤二ツ明き一寸二分以
 下十の藤三分半宛以下八つの藤二分半明き三分巾月
 輪卷三卷燕藤二寸もちり藤十彈卷二分
 本重藤は日輪卷より以下七つの藤二寸一分以下二寸
 より一分減じ引目九、きより以下十七の藤重藤と全
 じ是は七尺三寸弭の積り七尺五寸弭の時は増加すべ
 し以下之れに準ず弓の長短に因り藤割の差あり
 末重藤は日輪卷より星卷迄三十一の藤星卷の巾と全
 じ以下一寸五分二つ一寸三分二つ一寸一分二つ以下
 七つの藤九分本の藤三十六末の藤七つ
 矢摺重藤は星卷迄末重藤と全む日輪卷より以下一寸

三分一寸五分一寸七分一寸九分二寸と五つ藤を巻く
 以下は星卷迄七つの藤明き巾共五分宛
 蕪重藤は上の藤十五本の藤九つ彈卷三分蕪藤三寸も
 ちり十日輪卷高藤五以下三分を三四分を三五分を五
 つ以下五ツの藤一寸三分一寸五分一寸七分一寸九分
 二寸附五七九矢摺二寸五分引目たゝき以下二つ藤二
 寸巾以下月輪卷迄七つの藤五分三つ四分二つ三分二
 つ月輪卷三巻もちり十蕪藤二寸彈卷二分
 中重藤は上の藤十八本の藤五つ日輪卷以下一寸六分
 の藤一箇處以下三分五つ四分五つ五分五つ以下星卷
 迄二寸巾藤二つ以下一寸九分一寸七分一寸一寸

五分一寸一寸三分一寸一寸一分一寸一寸總て五つとす
 吹寄重藤は七五三に藤を遣り日輪卷以下五分一寸六
 分一寸七分三寸九分三寸五分附五七九引目
 たゝき以下九分一寸八分三寸七分三寸總て七つとす
 句重藤は日輪卷以下三分一寸七分一寸三分二寸
 一寸八分二寸以下四分を間ま挟み一寸九分を二寸又
 五分を挟み二寸二寸引目たゝき以下又五分を挟み二
 寸一寸四分を挟み一寸九分を一寸三分を挟み一寸八
 分を一つとす

後重藤は日輪卷以下一寸八分つゝ藤明き共全し節込
 重藤は節毎を巻く日輪卷以下七箇處の藤各一寸巾引

目たゝき以下三箇處の藤一寸宛
 千彈重藤は日輪卷以下七箇處の藤各五分を挟み二五
 引目たゝき以下二寸五分の中央五分を置き月輪卷迄
 三箇處の二寸五分巾とす
 引兩重藤は日輪卷以下一寸三分次に三分を挟み又一寸三
 分を一つ次に一寸四分一つ又四分を挟み一寸五分又
 五分を挟み一寸五分を二つ以下引目たゝきより一寸
 五分を置き一寸五分巾を一つ次に五分を置き五分巾
 を一つ又一寸五分を置いて五分を又一寸五分を置き
 て一寸四分を又四分を置いて一寸を又四分を置いて
 四分巾を一つ又四分を置いて一寸四分を一つ又四分

を置いて一寸四分を一つとす

をひ重藤は日輪卷以下十六箇處三分より一分増しに
 引目たゝきより以下五箇處の藤を一分減しよ卷くへ
 し

七所藤は日輪卷以下二箇處の藤二寸五分一つ三寸六
 分一つ矢摺一五以下二箇處共二寸五分蕪藤も全し
 五所藤は日輪卷より星卷迄の中央に三寸六分一箇處
 矢摺は一寸五分附五七九引目たゝき一寸二分月輪卷
 迄中央に二寸八分一箇處外異なし三本藤は黒塗白藤
 なり蕪藤三寸六分もぢり十二矢摺一寸五分下蕪二寸
 八分もぢり十彈卷二分なり

白重藤は主將の持弓なり蕪前全斷以下五分明き總て八箇所に巻く

二所藤は日輪卷より以下星卷迄八分宛五分明きに六箇所引目たゝき一寸二分以下二箇所前全様よ巻くへし

村重藤は彈卷三分より二分蕪藤三寸もちり十二日輪卷高卷五分以下三分巾八ツ四分巾七ツ五分巾七ツ次に三寸六分巾一ツ次に五分巾を五分明きよ十五矢摺二寸五分附五七九引目たゝき以下五分明き五分巾六ツ二寸八分巾一ツ次よ五分巾五分明きよ三ツ以下四分巾二ツ三分巾二ツ月輪卷五卷蕪二寸もちり十彈卷

二分とす他に異りたる所なし

三所藤は日輪卷以下月輪卷迄五箇所の藤五分宛五卷附五七九以下異りたる所なし

太平弓は四季藤是なり附七九十一蕪卷一に千彈卷と云ふ

蛇形弧是は白木なりの射るよ用ゆ附七五三羅形弓白木弓の藤を遣ひたる弓なり古へ化生物を射る可きと爲す弓なり

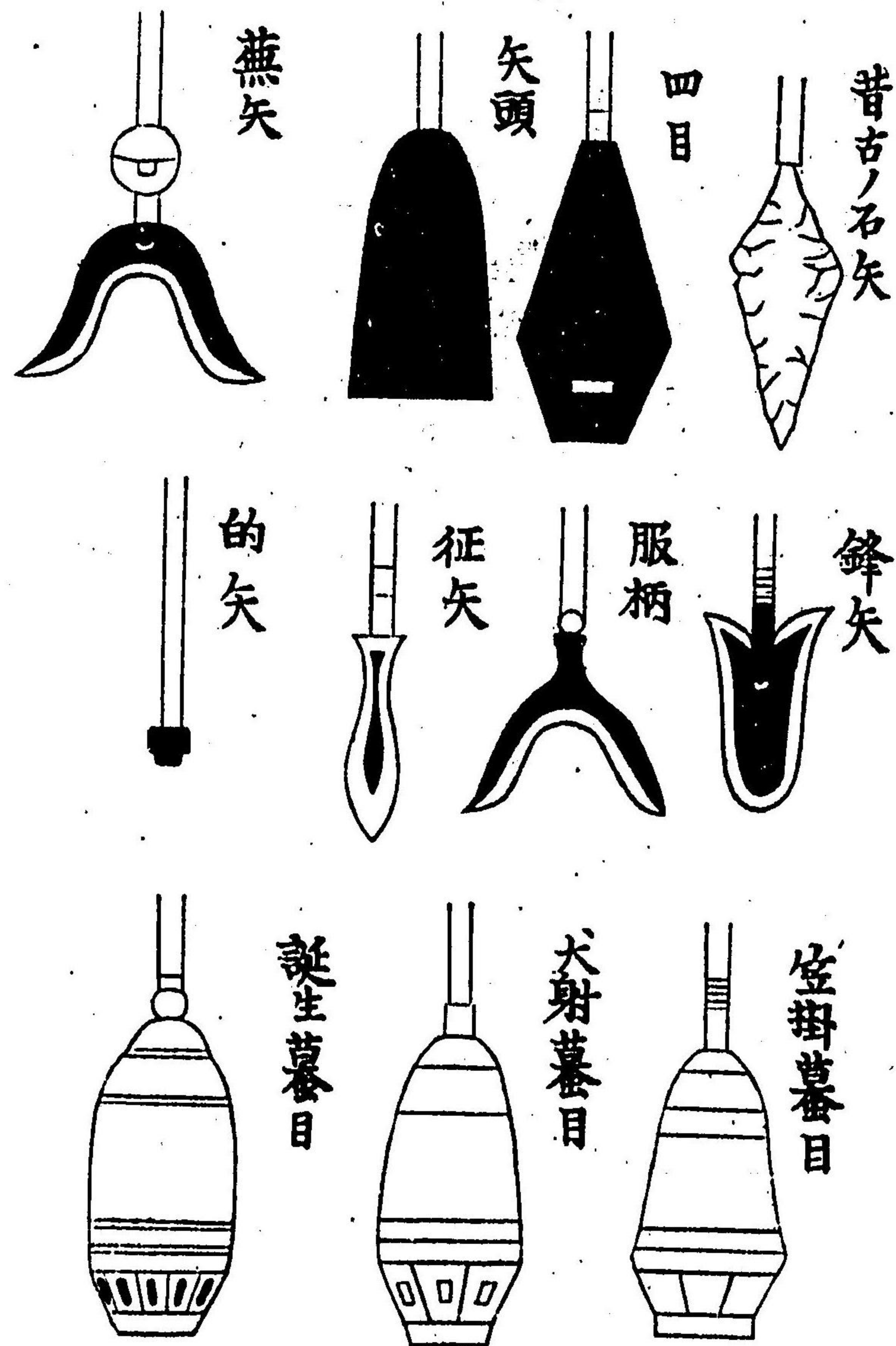
相位弓吹寄藤是れなり

四足弧箴は征矢に添ゆる重藤の弓是れなり上の藤卅六本の藤數廿八なり

陰陽弓響入嫁入等に持行弓なり二箇所宛藤よて巻きたる弓なり
 福藏弓土藏等を建つる時祝義に用ゆる弓なり七所藤の弓是れなり

箭拵の事

箭は八月廿日以後より九月廿日頃の暗夜に断つべし
 的矢箭は二三年箭を夏切りれるか冴へて面白く射能
 きなり三年箭を片箭と云ふ二年箭は片うきすと云ふ
 一年箭はうきすと云ふ箭は切りたるを藁の袴を俵に
 して砂を混ぜぬ様よして灰を篩ひ俵に付て水にて箭



を洗ひ逆に立て編て曝すへし充分曝らしたる後火氣
 を入れ矯て小刀にて目を刺し仕上す的矢の籠は節影
 を取るが本式なり節は人に依り幾節共限らずれつと
 り節羽中節籠中節射付の四節を賞す箬長三分箬卷二
 分半けら首一分五厘上矧七分五厘羽五寸程下矧八分
 五厘程とす
 矢頭四目燕矢鋒矢服柄征矢的矢
 矢頭は籠は節影を取り塗る箬は素箬なり節卷に染を
 矯る塗目を赤染にも塗る羽は眞鳥羽雉子山鳥箬長凡
 五分箬卷二分半けら首二分半本矧七分より八分すけ
 節根迄二寸五分

鏑矢は籠白筈は節筈なり鷹の羽小羽は山鳥の尾を用
 ゆ鏑は鹿角等を用ゆ筈五分筈卷二分上矧二分本矧七
 八分
 鋒矢は羽中すげ節籠中の三節を賞す羽は鷹の羽小羽
 は山鳥矯様漆の遣ひ様は征矢の通り筈五分六厘筈卷
 三分半けら首三分半上矧六分九厘本矧九分計り
 服柄燕と全じ
 征矢籠は外三節なり節影を取る筈六分筈卷三分けら
 首二分上矧五分六厘本矧九分計
 的矢は前の矢拵の始めを見るべし
 小笠懸目筈は節筈なりから竹を節の儘用ゆ筈卷は

紅糸を用ゆ籠は節影を用ゆ筈長五分筈卷二分半けら
 首二分半上矧六分半本矧七分半笠掛目筈は的矢の
 如くすべし筈長五分筈卷二分半けら首半上矧六分半
 本矧七分半
 犬射目からをまる矧するなり走羽に鷹の羽外か
 け羽は眞鳥羽弓摺羽に染羽を付け混ぜ矧にす筈長五
 分筈卷二分半上矧六分半本矧七分半
 誕生目筈は節筈なり小笠掛のから筈の如くす節は
 五節をも用ゆ白籠なり羽は鶴の本白を用ゆ上矧下矧
 共錦地にて包其上を細藤にて七五三五七八は巻く
 目の木は山柈を用ゆ筈長五分筈卷二分半けら首半上

躑の事

躑は柔かき鹿革を以て製す五分位の力ある弓を引くには拇指の柔かなる帽子を用ゆ六分以上は堅帽と云ふ拇指の中より角を入れ作れる者なり三つ掛四つ掛あり三つ掛は拇指人差指中指三本を云ふ四つ掛は無名指を加へたるなり三つ掛は全じ革を用ゆ四つ掛も其の筋糸等は我好みの糸を用ふ通例は帽子の長きを用ゆ併し尾州竹林は薄平たき方に作る差矢には左右の手共より差す

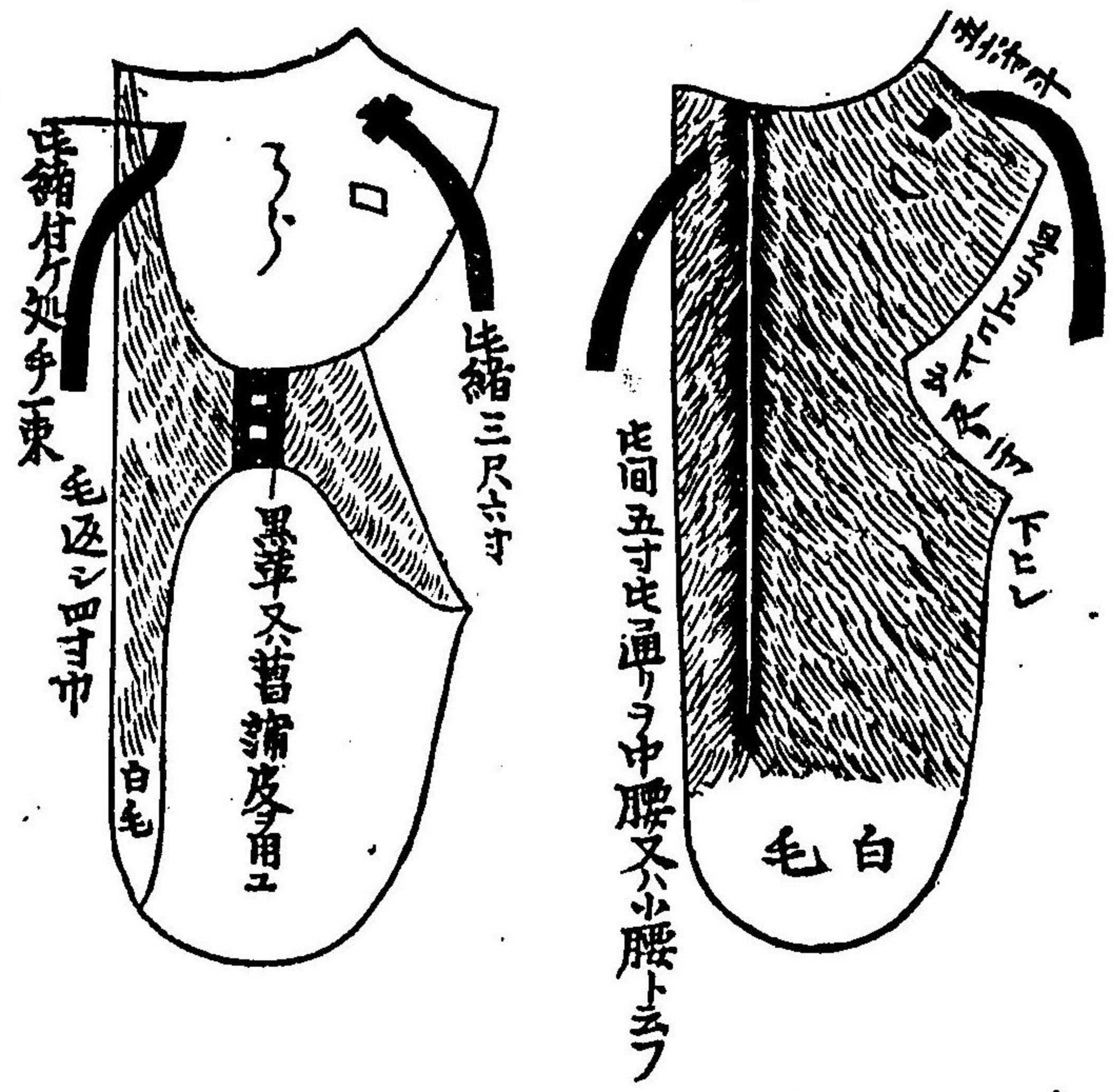
矧六分半本矧七分半計りなり根は畫圖に就て見るべし

弦の拵へ様

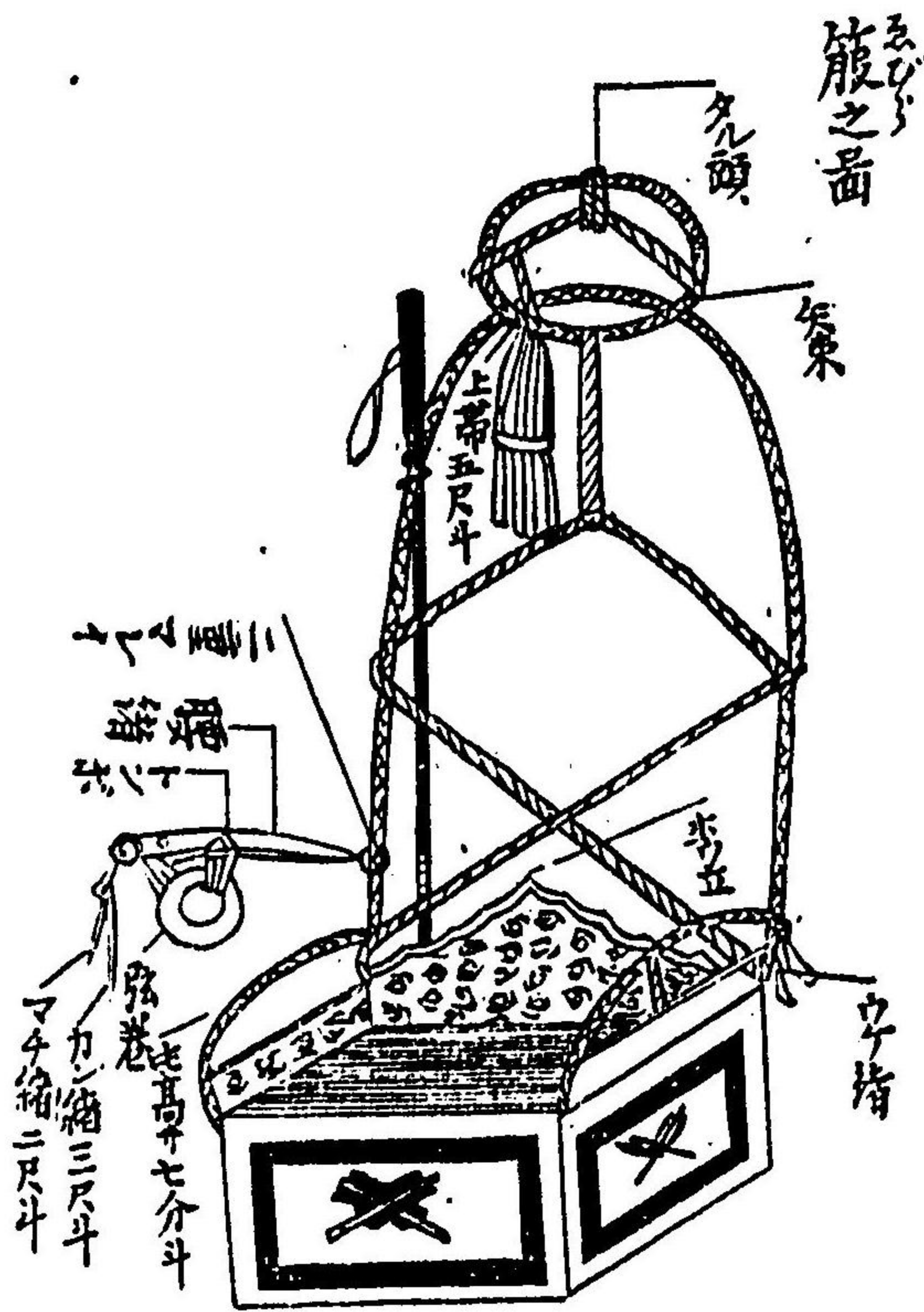
弦は上等の麻を以て製す先つ麻を紡み麻の頭を細し麻の中へ差口を入れ捻り如此入れては捻り凡九尺程に捻り其れを凡廻り四寸五分位長さ八寸五分計りの竹に張り水しごきを充分に施し日光に曝し燥かす燥き次第又水しごきを五度程行ひ能く燥きたらば柄膏を引き上鉾下鉾の短き麻を製し上下に仕掛けす其上へ絹切れ或は色紙等を以て巻き釣輪を拵へ用ゆ古へ軍用弦は皆漆を塗りたる者なりと雖も實地に就き練習せされば充分ならざるなり

柄膏造り様の事 天鼠共書ス

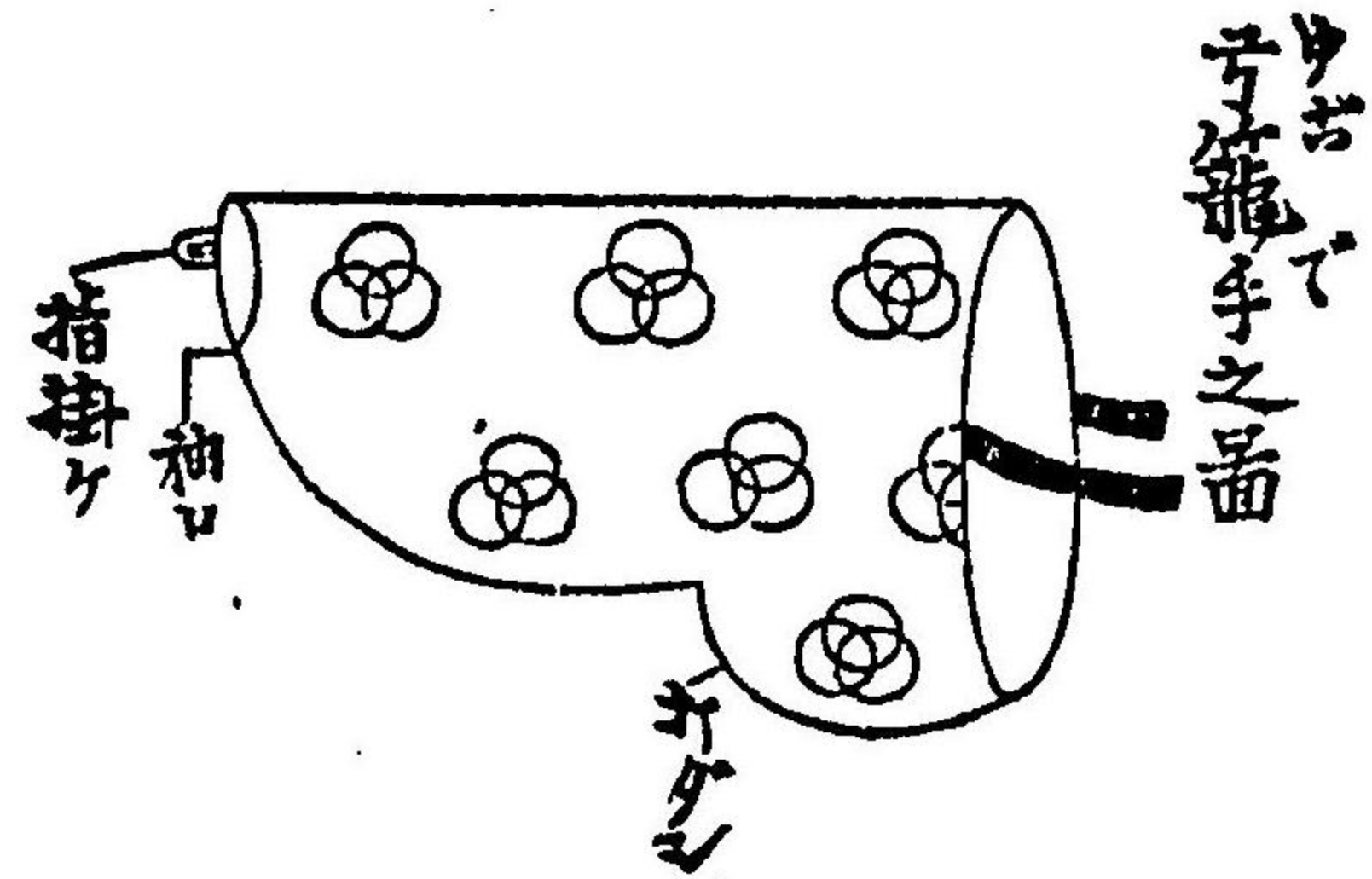
行 膝 之 圖



柄膏は松の若脂を器に入れ之れを火にて融解せしめ
 種油を入れ加減を見るべし而して其融汁を水中に投
 し水晶飴の如く成りたるを攪ひ取り皮に付け置き用
 ゆ尤も寒暖に依り油の入れ様に加減あり
 行膝の事
 行膝は鹿の夏毛を以て造る例式は三尺六寸腰の脊通
 より白毛迄の長なり



毛皮を逆さかに掛かけべし簾の内の方にも皮を懸かくべし之
 孔を逆さかづら簾と云ふ箱簾とは箱に差立内外蠟色四方
 の角延の付に金物を打つなり紋所は時繪よすべし山形

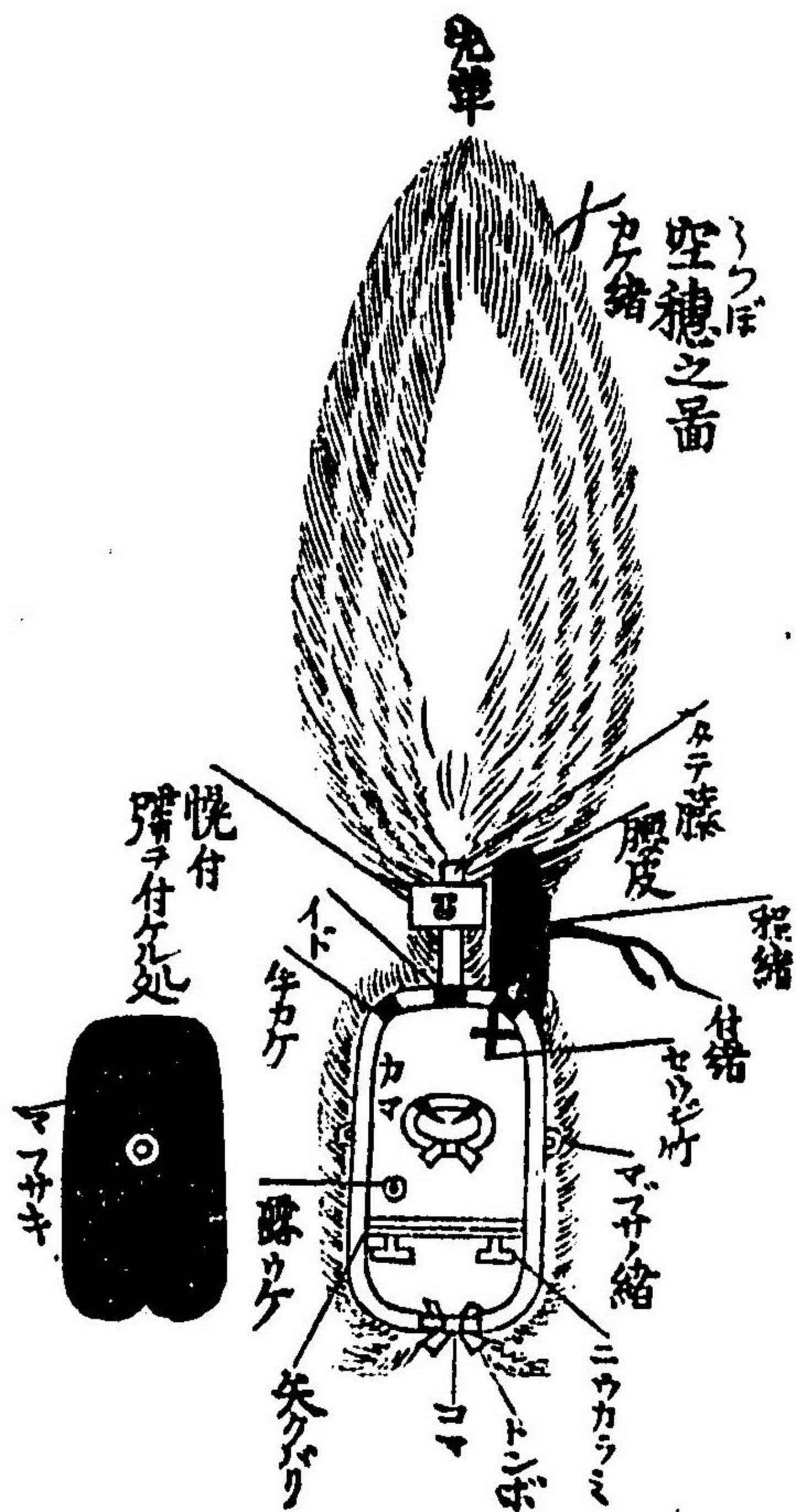


弓籠手の事
 弓籠手は滑革又は染革其他錦或
 は緞子縹子綾等よて製すべし
 敷皮の事
 敷革の表は秋の鹿皮裏は柿色染
 布にて菖蒲革等にて縁を取るべ
 し

簾箱の高さは三尺三寸二分前の方高さ二寸七分計上
 廻り四寸五分下廻り四 二分計山形の高さ二寸計簾
 の後ろ引出し一寸五分計檜板よて差立簾の外に猪の

簾の事

をも鐵にてするなり之れも詩繪唐草を付へし逆つら



箆の紋は赤革にて縫付る箆の上帶長さ九尺計り

矢代の事

矢代は射始め古は鐵を引て順を定め來れるを近き
 頃より矢代を振ると始まり矢代の矢は一と手の内を
 片々出し何れも印を付け置き弓場始めの弓太郎は出
 す矢代を出すは矢頭を豎として右の手は引下けて
 持ち出て跪ひ矢代の役人弓太郎へ渡すへし役人は先
 我か矢代を右手は引下て持出し矢代振始め可き處へ
 行き少し的の方へ角み掛けて跪ひ矢の羽を左へなび
 く様は取て節の邊を左の手に持ち又其下を一束餘り
 置きて右手は持ち矢頭を地は付けて持つなり其時射
 手各矢代を役人へ渡す役人は右の手を差出し受取左

へ取り移す悉皆請取終て直に捻ぢ直り矢を突き揃へ
 右手を上げ左手を下にして矢の中程を握り偕て左右
 の手にて矢を二三度斗り順に混ぜ合せさらさらとし
 又鏃を突き揃へ左右の手を二束斗押下げ右手を放ち
 羽を二三度計撫て上げて其手を其儘遣り過して左り
 手の下を逆手に取て左手の下を逆手よ取て左手を放
 して立上り様よ右の脇より後へ廻し後よて左の手と
 右の手と出し合左の手へ矢代を寫すべし矢ハ腰に帶
 びたる如くよして持つべきなり扱右の手にて矢代を二
 つ宛抜き取り様に二足三足も歩出て矢頭の方を的へ
 向け矢頭より筈の方に目を遣ひ下矢を直に置いて上矢

をば筋違よ下矢の上に打掛け置く此の如く次第次第
 に振てしさるべし矢代は次第に的の方へ矢頭を出し
 筋違ふ心持に振るべきなり併し形の如く成らざる場
 合もあるにより直に振て落の矢代一組にても矢頭を
 的へ出し振る可きなり是れ古實なり

歌智射の事

能引て引な抱よ手もたすと

離を弓にしらせぬそよき

矢束程引て味へ心なく

弦に引かれな腕の力よ

身のたけに餘る矢束も不足も

有やなしやとあらそいなしぞ
いか程も剛きを好め押力

引よ心の有とれもへよ
打起引にしたかいてろせよ

弓に押るなれもへ剛弱
弦煙龍田の山の紅葉はを

顔に散らすな息のつまるに
息相はさどりの道の中なれや

有無の二つは目中よそよる
皮肉骨弓に有や人よあり

矢よも有なりよく口傳せよ

口傳せよ押ていたすらに引無益

父母の心をれもひやるへし

剛は父緊は母なり矢は子なり

片れもひして矢はそだつまじ

打起引ぬ矢束を身にしらせ

胸より左右へ延て離れよ

聲は唯弓によりける物なれは

きり聲も吉かけ聲も吉

口傳せよ矢束と鞭とちから皮

長きをは織みしかきをきれ

出るとも人とも月をれもひなは

引弦道よまよふべきなり
押引も繼めなみせぞふしの山

みねと胸とはひとつなりけり

青楓秋の木末ぞ冷しき

紅葉重よ嵐ふくなり

朝嵐身にはしむなり松風は

目よは見へねと音は冷し

以上の歌は追々引き来り上達するに随て意味ある處を解すへし能く此の歌を暗記して其細奥の妙味を究め賜わんことを云爾

初心者へ注意

初心者の用ゆる弓は四分より五分迄を最上とす自己の力に適せざる強弓は返て惡癖を感染して容易に復する能はず注意すへきなり

五重十文字の事

一よ弓と矢と十文字二に手の内と弓と十文字三に懸けの大指と弦と十文字四に胴骨と肩と十文字五よ胸筋と矢と十文字但し矢の付處は口より下へ下げぬ様注意すへし

肖像油畫豫約調製廣告

油畫ハ美術ノ冠ナル者ニシテ就中其保存ノ如キハ寫眞若シクハ日本繪モ遠ク及ハサル
ハ已ニ諸君ノ知ル所ナリ然レ共其價ノ高貴ナルヲ以テ依頼セント欲スル者アルモ未ダ
果サ、ル者多キト聞ク弊館頃日慶事アリ故ニ聊カ祝意ヲ表セントカ爲メ一百枚限り紀念
ノ爲メ左ノ實費額ヲ以テ世ノ保存ヲ計ル者ノ爲メ豫約揮毫セントス請フ有志者ハ速ニ
申込アツテマテ

豫約手續

- 一 申込人ハ依頼セント欲スル本人ノ年齢顔色ノ大略頭髪ノ黑白目ノ一側或ハ二重鼻ノ
高低口及ヒ唇ノ大小厚薄額ノ生際及眉毛ノ厚薄黑白痘痕其他著シキ者并ニ額ノ皺其
他着衣ノ色定紋等ヲ詳記シ望ノ寸法ニ前金ト寫眞ヲ添ヘ申込アルヘシ
 - 一 前金ハ四ツ谷區内ノ郵便局ヘ向ケ淑美館宛ニテ送付アルヘシ
 - 一 豫約金高及寸法ハ竪尺三寸横一尺布地仕上ケ金二圓三十錢以上一寸ヲ延ブ毎ニ壹圓
ヲ増ス竪尺六寸横尺二寸以上ハ一寸毎ニ金二圓増シトス
 - 一 弊館ハ申込ノ順序ニ隨ヒ起手シ返送モ又申込順ニ依ルヘシ
- 油畫水彩絹畫ヲヨリシ畫ガラス其他諸畫大小共需ニ應ス

四ツ谷區左門町十六番地
淑美館

明治廿七年六月五日印刷
明治廿七年六月十日發行

定價金十八錢

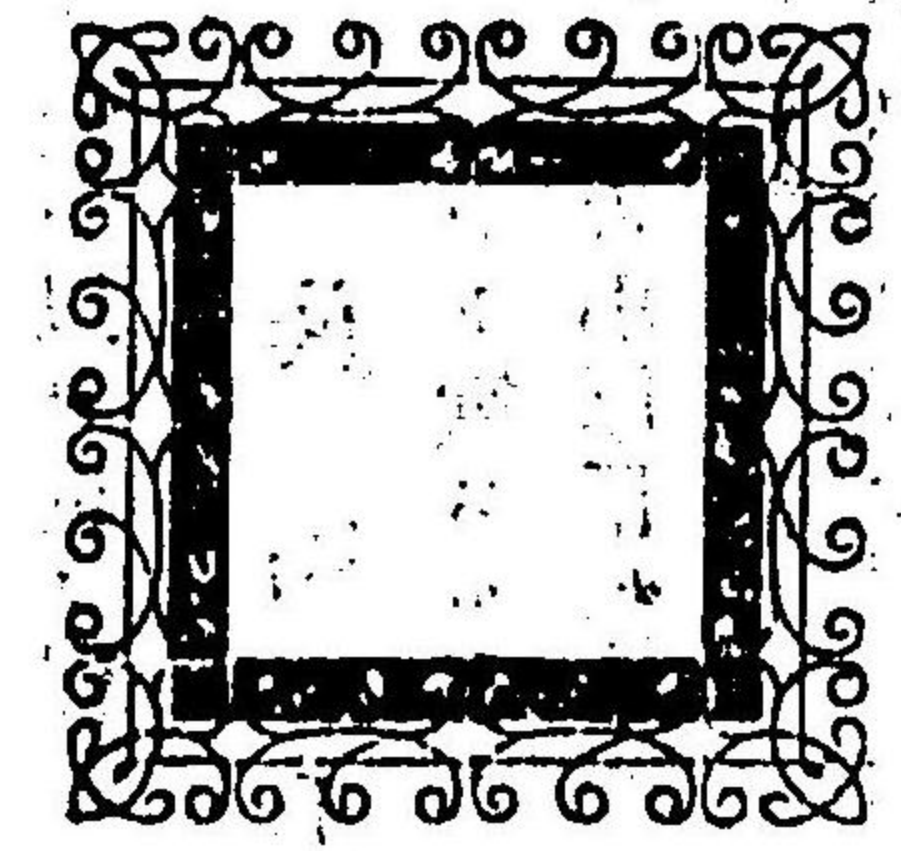
編輯人 東京府土族 田中雄之進
東京市四ッ谷區左門町十六番地

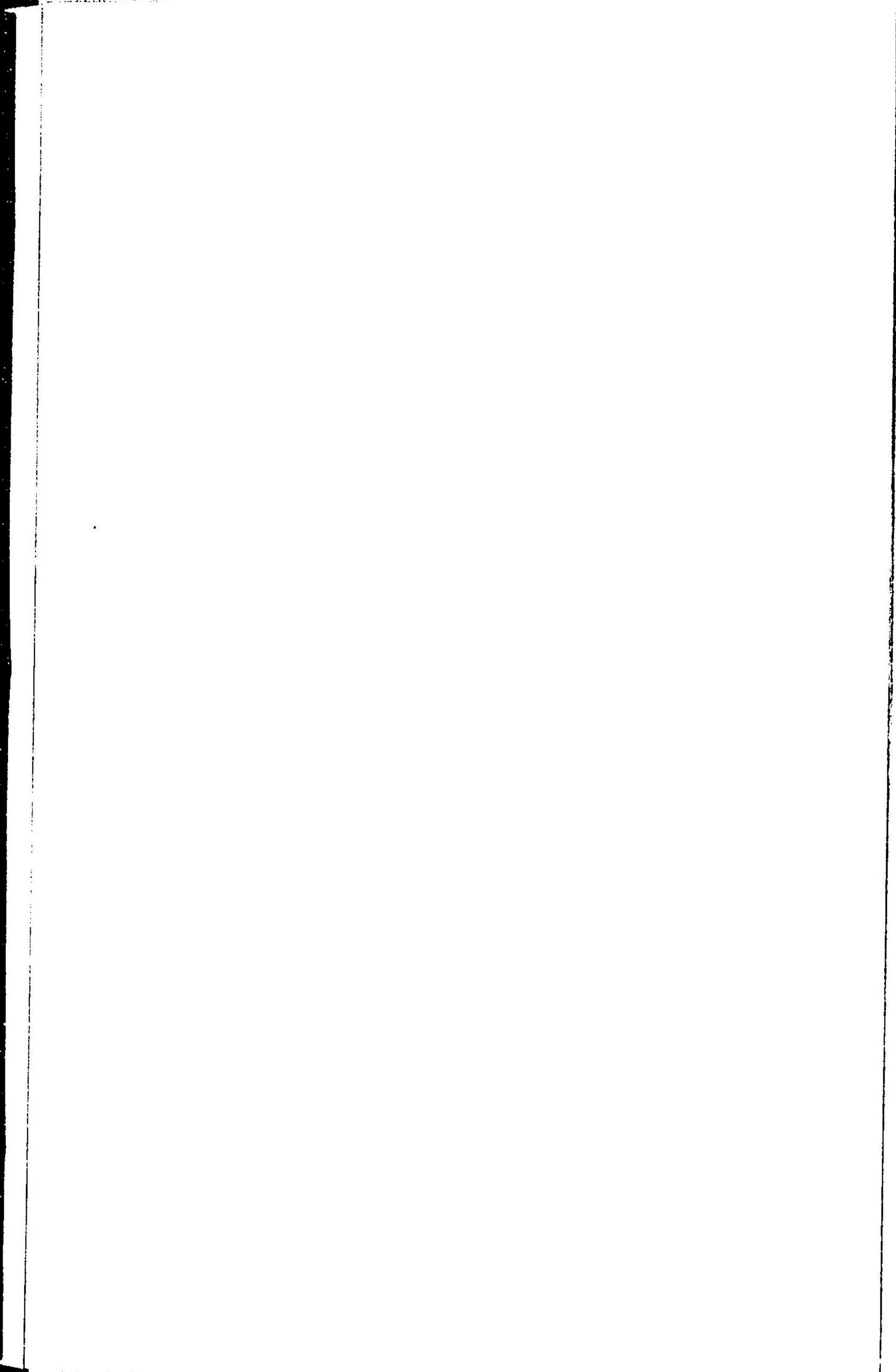
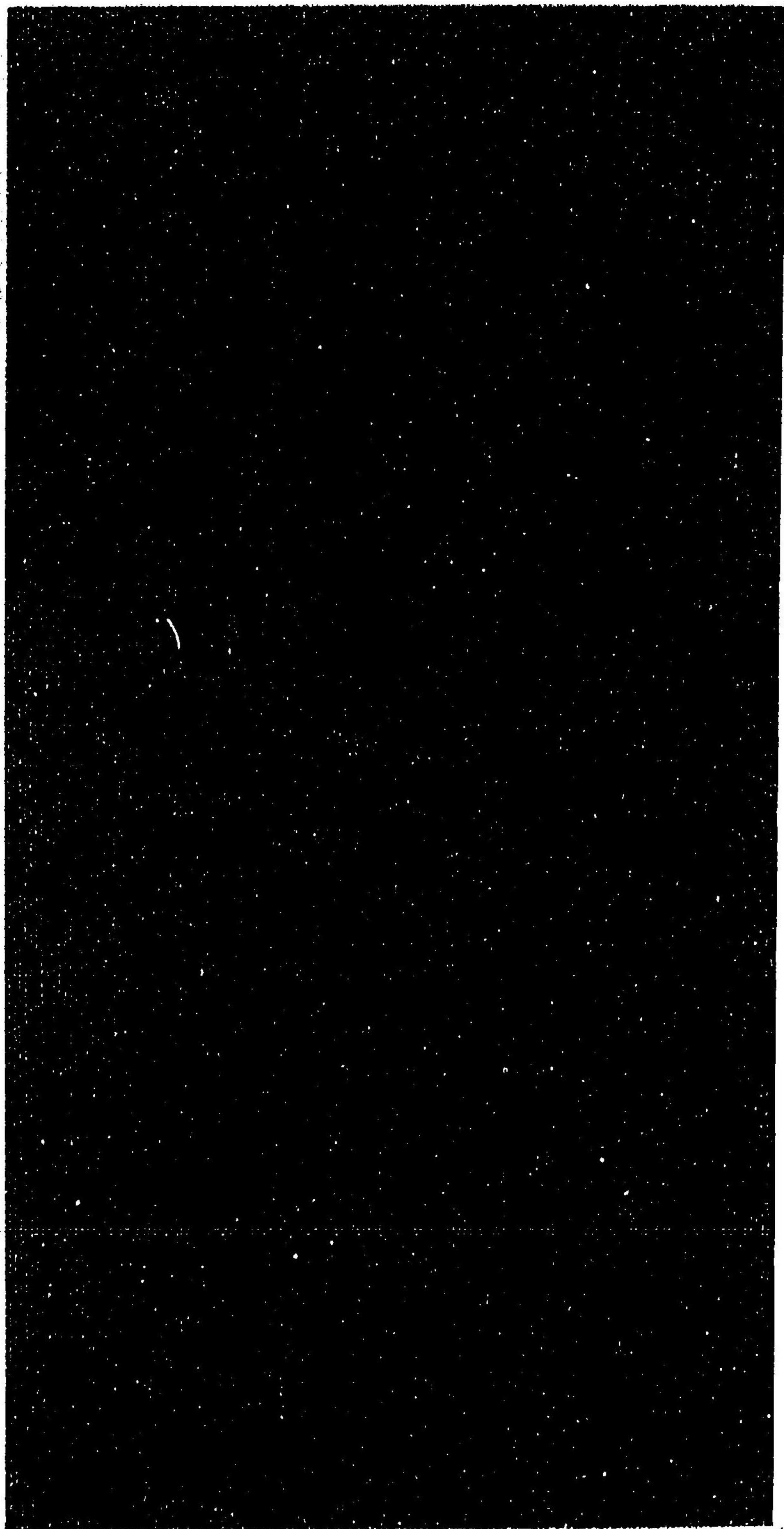
印刷者 勝野松二郎
東京市京橋區彌左工門町一番地

印刷所 東京印書館
東京市京橋區彌左工門町一番地

發賣元 青木嵩山堂
東京市京橋區南傳馬町二丁目十四番地(電話七八九番)

版權所有





17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

特23
361

秘訣 弓術図解

国立国会図書館

075171-000-5

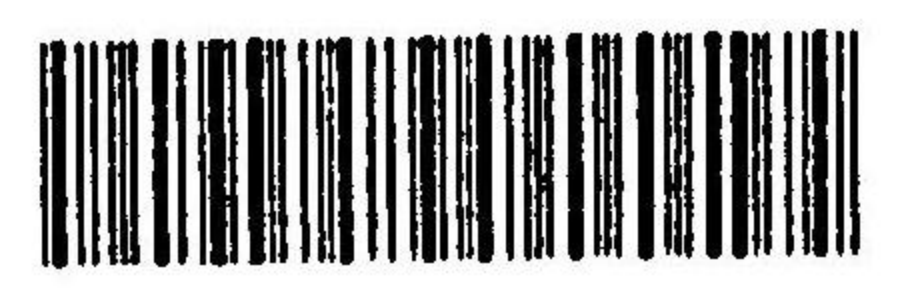
特23-361

弓術図解

田中 雄之進 / 著

M27

CEM-0072



[Faint, illegible text on the left page]

[Faint, illegible text in the middle column]

[Large, dense, illegible text block on the right page]